

平成24年知立市議会 3月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成24年3月15日(木) 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

安江 清美	田中 健	山崎りょうじ	池田 福子
川合 正彦	村上 直規	風間 勝治	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長	林 郁夫	副市長	清水 雅美
福祉子ども部長	毛受 秀之	福祉課長	成瀬 達美
子ども課長	島津 博史	保険健康部長	清水 辰夫
長寿介護課長	正木 徹	国保医療課長	加藤 初
健康増進課長	岩瀬 晴彦	市民部長	竹本 有基
市民課長	神谷 雅俊	経済課長	鈴木 健一

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	成田 春夫	副主幹	池田 立志
議事係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事件名	審査結果
議案第10号 知立市中心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第11号 知立市災害弔慰金等支給条例の一部を改正する条例	〃
議案第13号 知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	〃
議案第14号 外国人登録法の廃止等に伴う関係条例の整理に関する条例	〃
議案第18号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	〃
議案第21号 平成23年度知立市一般会計補正予算(第5号)	〃
議案第22号 平成23年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	〃
議案第24号 平成23年度知立市介護保険特別会計補正予算(第3号)	〃
議案第26号 平成24年度知立市一般会計予算	〃
議案第27号 平成24年度知立市国民健康保険特別会計予算	〃
議案第30号 平成24年度知立市介護保険特別会計予算	〃
議案第31号 平成24年度知立市後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第33号 知立市介護保険条例の一部を改正する条例	〃
議案第35号 知立市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例	〃
陳情第2号 TPP交渉参加反対に関する意見書の提出を求める陳情書	不採択

午前9時58分開会

○田中委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は15件、すなわち議案第10号、議案第11号、議案第13号、議案第14号、議案第18号、議案第21号、議案第22号、議案第24号、議案第26号、議案第27号、議案第30号、議案第31号、議案第33号、議案第35号、陳情第2号です。これらの案件を逐次議題とします。

なお、議案第33号 知立市介護保険条例の一部を改正する条例及び議案第35号 知立市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例につきましては、条例案ですので、審議の順番を議案第14号

外国人登録法の廃止等に伴う関係条例の整理に関する条例の後にそれぞれ行いますので、よろしくお願いたします。

また、陳情第2号につきましては、趣旨説明の希望があります。まず、この委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました議案等の案件が終了した後にいきますので御承知願います。

それでは、陳情説明者の趣旨説明を行います。

初めに、手順を説明いたします。説明者の方は、お名前をお呼びしましたら、正面の説明席についていただきます。そして、趣旨説明をしていただきます。説明の時間は1件につき5分です。説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員の方は委員長が指名しましたら、その場で立って行ってください。

それでは、陳情第2号提出者代理の加藤さん、説明席にお座りください。

それでは、加藤さん、陳情第2号の趣旨説明をお願いします。

○加藤新一氏

おはようございます。

私は、JAあいち中央の常務理事をやらせていただいております加藤新一と申します。よろしくお願いたします。

平素は、私どもJAあいち中央に対しまして、格別の御理解と御指導ありがとうございます。

本日は、大変な貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。

貴重な時間でございますので、早速趣旨説明に入らせていただきます。よろしくお願いたします。

TPPに関することでございます。TPP交渉参加反対に関する意見書の提出を求めるという陳情を行いたいというふうに思っております。

陳情の趣旨説明でございます。

TPPは、農業だけではなく医療や保険、食品の安全性など国民生活を密接に関係する多くの分野に影響を与え、農林水産業を初め、地域経済や国民の暮らしを一変させてしまう重大な問題であります。協定の締結となれば輸入農産物があふれ、国産の畜産物は消費が減少、需給バランスの崩れから価格も下落し、日本の農業が崩壊することは必至であります。

政府に対しまして、TPP交渉参加反対の意見書を提出していただきたく、要望いたします。

政府は、昨年11月、TPP交渉について多くの国民が不安や懸念を抱く中、事実上の交渉参加表明と取らざるを得ない関係国との協議開始を表明いたしました。十分な情報開示や国民的議論、国家戦略のないままに、しかも地方議会の約8割が反対の意思表明をし、与党からも慎重な対応を求められたことにもかかわらず、交渉への参加のみが拙速に政治判断されたことは、甚だ遺憾でございます。

関税撤廃の例外を認めない完全自由貿易を目指すTPPは、我が国の農業、農村に対する影響は極めて大きく、協定の締結となれば輸入農畜産物があふれ、国産農畜産物は消費が減少、需給バランスの崩れから価格も下落し、日本農業が崩壊することは必至です。

政府は、みずからが定めた食料農業農村基本計

画に国家戦略として国民全体で農業をされること、平成32年までに食料自給率50%を目指すこと等が明示されていますが、T P P参加はこのことと全く整合しておらず、まさに国民のきずなを断ち切るものでございます。

また、戸別所得補償制度のしたにおいて、農業経理に立ち行かず、そればかりか関連産業も衰退し、多くの雇用が失われ、農村の疲弊、荒廃化につながります。あいち中央農業協同組合は、国民の賛同を全く得られていないT P P交渉参加反対の意見書を提出していただきたく要望をいたします。

以上であります。よろしく御審議をお願いします。

○田中委員長

ありがとうございました。

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質問なしと認めます。これで陳情第2号の趣旨説明を終わります。

加藤さん、傍聴席にお戻りください。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時06分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された案件を議題としていきます。

議案第10号 知立市心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

この心身障害者扶助料支給条例の一部改正ということなんですけれども、今これがなぜ言われているのかをまず教えてください。

○福祉課長

今回、扶助料につきましては、2件あるわけなんです。1点目につきましては外国人登録法、この法が廃止されるということで、これに伴ってここに条例でうたっています、その部分について削除させていただくもの、それと、もう一つが、平成22年12月10日に障がい者制度法というんですかね、いわゆる整備法というんです。自立支援法の改正、この関係に伴って各施設、特に市外の施設の方、そういった施設についての統合等が行われたわけなんです。その部分が条例上まだ変更がされてなかったということで、今回あわせて改正させていただきました。

以上です。

○池田福子委員

これはちょっと細かいことですが、金額は幾らで、それから支給日は何月ということで、教えていただけますか。

○福祉課長

扶助料につきましては、障がいの程度によって分けさせていただいております。

月額のみず身体の1級、2級が3,800円、それと3級、4級の方が2,200円、あと、5級の方が1,600円、6級の方が1,100円、あとそれと、療育手帳の関係ですね、知的のほうの障がい者の方につきましては、知能指数というんですか、その指数の感じで分けさせていただいております。35以下の方が3,800円、36から50の方が2,200円、51以上75以下の方が1,100円という形です。それとあと、精神の関係なんです。これについては1級の方が3,800円、2級の方が2,200円、3級の方が1,100円という形で月々払わせていただく。支払いについては9月と3月の末ということで、年2回半年ずつ分ということでお支払いさせていただいております。

以上です。

○池田福子委員

ここには心身障害者扶助料というふうに書いてありますけれども、精神も入るということで考えればよろしいということですね。

次に、外国人登録法廃止になるから、これが必

要になったということで伺いましたけれども、実際にこの権利を喪失する方は、知立市ではわかりますか。

○福祉課長

実は、一般質問のほうでもその外国人から今回外国人登録法を廃止した場合に漏れる方という形でちょっと出たわけなんですけど、障害者手帳については、現実のところ、外国人と今の日本人の方という形で分けた資料的なものが、今のところありませんので、人数的には出せてない状態です。

○池田福子委員

でも、出る可能性はあるということですかね。資格を喪失する方は出るかもしれないと。

○福祉課長

本来、扶助料については手帳のある方という形で出させていただいておるわけなんですけど、手帳の申請につきましては、当然そういった外国人登録なり在留資格等確認させていただいてということで、それについては市のほうで確認させていただいて、本人からそういった書類を出していただくことはないんですけど、そういったので確認させていただいているつもりなんですけど、ただ、現実に更新等のチェックまでがそこまでされてないということで、やはり在留資格等の更新等がされてない方が若干出るのかもしれないんですけど、それについては事前の通知等、それにやらさせていただいて、今回の廃止される前にそういった通知をさせていただく考えであります。

以上です。

○池田福子委員

そうしますと、出る可能性はあるということは考えていて、対策も今のようにしようと思ってるというふうに理解してよろしいですか。

○福祉課長

今、回答させていただきましましたように、御本人のほうに通知等は出させていただいて、周知をさせていただくつもりでございます。

ただ、それでもやはり在留資格の取れない方については、基本的にはここの廃止法になった時点で

で改正された時点で扶助料については、支払えなくなってしまうという形になってしまおうと考えております。

○池田福子委員

そうしますと、外れた場合の方は、そのままほうっておくと外れる可能性があるというふうに理解していいわけですかね、この件に関しては。

○福祉課長

基本的に本来、在留資格のない方というのは、どうしても、言い方悪いのかもしれませんが、不法な形をとって国内にみえるということになってしまいますので、そういった方について扶助料というのも外させていただくという形になってしまいます。

以上です。

○池田福子委員

事務的に言えばそうかもしれないんですけども、扶助料というのは、やっぱりこれは心身障がい者にとっては、自分の証明みたいなものだと思うんで、できるだけ配慮していただいて、金額的にはそんなにあれなんですけれども、配慮していただいて拾い上げるという方向でしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします、その点。

○福祉課長

今回の外国人登録法の廃止に伴っても、後で在留資格を取るのに期間等かかって、この時点ではないんですけど、その後、申請等によって取れる方が出てくるかと思えます。そういった方については、十分拾い上げるという言い方はちょっと失礼かもしれませんが、その対象にかけさせていただいて、そういった個々の事情等も勘案して決めさせていただきたいと思っております。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第10号について、挙手により採決します。

議案第10号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第10号 知立市中心身障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号 知立市災害弔慰金等支給条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○池田福子委員

議案第11号 災害弔慰金等支給条例の一部改正を、このたびされる改正の目的は何でしょうか。なぜ、これをしなければいけないという事情があると思いますけども。

○福祉課長

今回の知立市災害弔慰金等支給条例の一部改正する条例なんですけど、これについては、国の法律であります、災害弔慰金支給等に関する法律、この改正に伴ってあわせて改正させていただきました。

当然これは施行日は公布日なんですけど、適用が平成23年の3月11日へさかのぼるという形になっております。皆さんも御存じのとおり、東日本大震災、この関係もあって、本来、弔慰金支払うのに特に今回で言う同居の方の兄弟姉妹という形が入ってないということで、今までは配偶者、子供、父母、孫、祖父母という形になっておりました。これに兄弟姉妹を追加させていただいてということで、そういった方にも弔慰金を払っていくという形で示させていただいたものです。それにあわせて、知立市の支給条例についても同様に改正させていただいたものであります。

以上です。

○池田福子委員

事務的な質問させていただきたいと思うんですけども、直系が不在ならば、要するに兄弟というのは横の関係ですよね。縦の関係の子供、親、孫、曾祖父、その関係者がみんないなくなってしまったときに対象になる、ということだと思うんですけども、先ほどおっしゃったように、こういう大災害のときは、そういうことがあり得るという想定で、だけどもすくい上げようという意識だと思うんですけども、ただ、同居の確認はどういう、住民票が一緒なら、もちろんあれでしょうけれども、確認となると、これで平成23年3月11日にさかのぼるということですよ。それは明確になっておりますか。

○福祉課長

法律等の中では明確な形でということはないんですが、通常であれば、同居であれば、当然住所等同じということもあるんですが、あと、生計を同一ということもあります。これについては、やはり地元の民生委員等、そういった方の証明等でやらさせていただくことになってくるかと思いません。

○池田福子委員

その同居の有無と生計を同じくしていたというのは、同居してなくても仕送りしてたとか、そういうことも入るわけですね。そうすると、例えば送金証明書みたいなものがあればいいということで理解すればいいですか。

○福祉課長

特に明確な点がまだ出てないということもあってあれなんですけど、基本的にはそういった生計を同一という形で、そういったものが証明できればいいかと思うんですけど、ただ、今、委員が言われたような送金する証明書でいいのかとか、そういったものについては、ちょっとまだ調査等はされてなくて、その点はまだ不明であります。

○池田福子委員

ほんとに難しいところですよ。手をあまり煩雑にしまうと、それでもらえない人も嫌気がさしちゃうとか、そういう方も出るかと思うんですけど、その辺のところを難しいと思います。

よく理解しているつもりです。

もう一つだけ伺います。兄弟姉妹の範囲なんですけれども、義兄弟、例えば配偶者、だれもいなければ兄弟の配偶者まではいくのか。

○福祉課長

基本的には、やはり亡くなられた方の兄弟姉妹という形になっております。その範囲までということと理解させていただいています。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第11号について、挙手により採決します。

議案第11号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第11号 知立市災害弔慰金等支給条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第13号 知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第13号について、挙手により採決します。

議案第13号は原案のとおり可決することに賛成

の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第13号 知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号 外国人登録法の廃止等に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○安江委員

議案第14号について、お尋ねします。

現在の在留カードの保持者数を教えていただきたいと思います。

○市民課長

まだ在留カードは7月9日から、新しい制度になってからの交付になりますので、今、外国人登録お持ちの方、それが4,222人、これは1月28日現在の数字でございます。

以上です。

○安江委員

この条例は、平成24年7月9日から施行すると思いますが、この時点でドロップアウトといいますが、条例の規定から漏れてしまわれる方は何人ぐらいになると予想をされておられるのでしょうか、お答えください。

○市民課長

今、1月28日現在で一応見させていただいた数字なんですけど、外国人登録の方が4,222人、それで例えば、その制度が移行した場合、7月9日現在、対象者となられる方が4,040人、これは住民票ができない方は182人ということになっております。

以上でございます。

○安江委員

この182名の方の内訳といいますか、それぞれの状況が違われると思うんですね。それぞれの御事情がおりになると思いますが、それぞれの事情内容と人数というのがわかりますでしょうか。わかったらお答えください。

○市民課長

182名の内訳は在留期限切れ、その方が、基準日が11月30日現在で見た人数ですが125人、在留資格がこれはないという方が46人、短期滞在者の方が11人ということになっております。

以上です。

○安江委員

ありがとうございます。

今回の外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例では、5項目の条例が改正されるということになっておりますが、知立市独自の行政サービスとして、現在の外国人登録法内で生命とか子育て、健康が享受できるような条例等がありましたらお答えいただきたいと思うんですけど。

○市民課長

申しわけございません。ちょっと市民課のほうでは、そういったことを把握しておりませんので。

ただ、調査したものがありますので、ちょっとお待ちください。

まず、国保医療課につきましては、国民健康保険と後期高齢者医療の多分、保険証があると思います。

それと長寿介護につきましては、多分、介護保険証、そういったものがございます。

それと健康増進課につきましては、これは検診だとか何かの関係だと思えます。

それと福祉課につきましては、障がい者の扶助料等についてということであっております。それと生活保護の扶助費の関係がございます。

子ども課につきましては、保育園の入所、子ども手当、児童手当の関係がございます。

学校教育につきましては、学校に入られる方の就学の関係がございます。これは学校教育ですね。

それと教育庶務課のところで、奨励金の制度、私学助成の問題がございます。

一応それが市役所内でのものと把握しておりますが、よろしくお願ひします。

○安江委員

そうすると、今おっしゃっていただいたサービスすべてが、182名の方は受けられなくなるということになるわけですね。確認お願ひします。

○市民課長

その制度につきましては、各課のほうでお願いをしたいなというふうに思っております。

○国保医療課長

国民健康保険の被保険者の資格につきましては、現在1年以上の在留資格のある方を基本的に、対象になっております。この制度が変更されることによりまして、3カ月を超えて在留資格のある方は国保の被保険者になることができるということでございます。

それでまた、現在、在留資格が切れる、または切れる見込みの方は、資格を取得した時点では、適法に国内に在留してみえる方ということで、資格を取得させていただいておりますので、今後、先ほどもお話がありましたけども、切れるであろうという方につきましては、事前に改めて通知等をして、更新等の手続をしていただくようお願いしたいと考えております。

後期高齢の被保険者につきましても同様でございます。

以上です。

○長寿介護課長

長寿介護課は介護保険証ということでございますけども、今、国保のほうの取り扱い、これは同じ保険の制度ですので、国保の取り扱いと同様でございます。

ただ、私どもは保険だけではなくて、サービスを実際使われている外国人の方もおみえになります。調べましたら、現在3人の方が外国人の方でサービスを利用してみえますが、確認しましたところ、すべての方がこのまま住民基本台帳のほうに移行される方ということを確認しております。

○子ども課長

子ども課のほうは、先ほど御紹介のありました保育園の入所、子ども手当等の関係でありますけども、まず、子ども手当等の手当の関係でありますけども、支払いの条件としては、受給申請を出していただくこと、それから今でいきますと、在留要件を満たしているということで、そろわないと支払いができないということで、子ども課のほうと

しては、その手当の関係を、本会議でもあったかと思うんですけど、毎月締めで担当のほうでチェックをしまして、市民課のデータ等を確認させていただきまして、在留期限が切れてる方に対しては、毎月締めに確認をした上で、在留期限が切れてるよということ、その手続をしていただかないと差しとめということになりますよということで案内をさせていただいているということであり

ます。それから、保育園のほうでありますけども、そもそも児童福祉法の24条には、児童の保護の観点から、保育に欠ける子供は保育しなければならないということになっておりまして、そういう事情が発生した場合に、必ず保育をするということで、特段、外国人登録法の関係で影響が出るということとは全くありません。よろしくお願ひします。

○福祉課長

福祉課のほうですね、一応扶助料については先ほどちょっと答弁させていただきまして、一応在留資格のある方につきまして、扶助させていただくということですので、今回の改正によって登録のできた方について、扶助させていただくという形になります。

それと、生活保護につきましては、本来、国民が対象ということですが、一部外国人の方についても、在留資格のある方に限って、認めさせていただいております。それをもって、やはりこれも改正が伴って、住民票に登録された方のみが、生活保護の対象になってくる、という形になりますので、そういった考えでやらさせていただきます。

○健康増進課長

健康増進課ですけれども、対象となるものが各種の健康診査、予防接種等でございます。

国保医療課の国保の対象となれば、拾うことができれば対象となるわけですけれども、その他については、特に母子手帳、予防接種の中でも定期接種、こういったものについては、何とか拾えないかと検討してまいりたいと思ひます。

一応今後、急いで近隣各市等の意見も聞きながら、ちょっと前向きに検討していきたいと思ひて

おりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○安江委員

それぞれ皆さん、ありがとうございました。

本来ならば、知立市に住まわれる外国人の皆さんが、住民基本台帳法にのっとりた処置をしていただくことが本筋ではありますが、引き続き安心して健康的な生活をされ、なお子育てができますように、改めてお願ひをしまして質問を閉じます。ありがとうございました。

○池田福子委員

続きで質問させていただきます。

182名の方が不可になりやすいということなんですけれども、そのうちの125人は期限切れなので追加で申し込めば、ほぼ大丈夫だろうということですよ。資格なしという方の46名の方なんですけれども、この方はどういうケースの方がみえますか。

○市民課長

182名の中で、本会議の中でも3月中に御本人のほうに通知をお出しするという形の中で、再度私のほう、これが12月31日現在の基準日で見るときに、ちょうど119名の方、その内訳につきましては、在留期限の切れた方、この方が69名、在留資格なし、この方が46名から43名、短期滞在の方が7人ということになっております。

ただ、先ほどの質問の在留資格なしという形なんですけど、やはり手続等、入国管理事務所のほうに手続を多分されてないのかなというふうに思っています。そういう方が在留資格なしという形でみえるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○池田福子委員

こういう方が問題だと思うんですけれども、資格を取るよという促進はされてますか。

○市民課長

今回の通知の中で、住民票が7月9日にできない方については、不法滞在になるということで、不法滞在になったときに、大きな罰則が待っております。そういった内容を書きまして、この119名の方につきましては、3月8日に通知を出させ

ていただいております。

例えば本人、または違う方に出したときに、やはりそういうものをお知らせしないと罰則というのは、今回非常に大きなウエートを占めておりますので、そういうことを外国の方に教えることが一番大切なという形の中で、やはりその通知の中に罰則、あなたは、例えば3年以下の禁錮、要するに刑罰になりますよとか、300万円のお金がかかりますよというふうになっておりますので、その表示を出させていただきました。

○池田福子委員

3月8日に出されたということですが、まだ2週間なんですけれども、そうすると、つい最近出していただいたわけですね。

どんなケースで、単に申請漏れということなのか、どんなケースの方が例としてはありますか。

○市民課長

在留期間の切れということは、やはり御本人が入国管理事務所、そちらのほうに行って手続きをされてない方だと思います。それで、今のうちであれば多分、入国管理事務所に電話されて、例えば今、切れちゃったと。どういった手続きが要するのかというお話をされれば、多分それは入国管理事務所のほうがこういう手続きをしてくださいということでもいいのかなというふうに思っております。

それと、今言った在留資格につきましても、やはり入ってこられたときに、在留資格をお持ちになって入ってきてみえますので、そうした中で、なしということはないのかなと。だから、それについても入国のほうで聞いていただくのが筋かなというふうに思っております。

それと、短期滞在者は観光だとか、何かみえたときのことで、そういう方は少ないのかなというふうに思っております。

○池田福子委員

ごくまれには、祖国にいられなくて入国してみえる方もみえるのかもしれないんですけれども、もしも新たに在留カードに登録できない人は、それによってどうなりますか。

○市民課長

今回の制度は、やはり3か月以上日本に滞在される方、そうした方が在留カード、そういったものを入国管理事務所のほうから発行させていただきます。それに基づいて、市町村は住民票を作成します。例えば、今まで外国人の方を転出だとか転入、転入は結構義務的にやってみえんですけど、今度は転出ということが義務的になりますので、そうしたことで住民票ができない方については、やはり不法滞在という形になるのかなと。だから市民課としては、適法におみえになる方しか住民登録はしないと。それは何かというと、やはり入国管理事務所とのオンラインがございますので、それに基づいて、住民票を作成していくということになりますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

○池田福子委員

ですから、不法滞在ということにならないように、または入国管理の手続に漏れてしまったとしても、市としては、すくい上げられるようなことはお考えですか。

現に今、住んでる人が住めなくなるという現実があると思うんですけれども、ごくまれだとは思いますが。

○市民課長

今申し上げましたように、今回の制度が、在留カードをお持ちの方につきましては、住民票をつくってくださいというふうで、これと入国管理事務所とオンラインを結んで、それ以外の方については、住民票ができないというふうになっておりますので、それができない方については、やはり私のほう、市民課として住民登録はすることができませんので、お願ひをしたいというふうに思います。

○池田福子委員

ということは、自己責任で何とか入管に連絡を取って、どうしたらいいかということを自分で確認してということですね。

この場合は名古屋なのでね、入管が、まだいいとしても家族全員で行くわけですね。一人一人の問題になりますから、父親が一人行って全部

やるというわけにはいかないということも聞きま
したもんですから、相談の段階で、ほんとに丁寧
な対応が必要になるということで、理解していた
できればよろしいですかしらね、こちらから出向
くぐらいの。

○市民課長

一度、入管にこの件に関して電話をさせていた
できました。そのときに、やはり市町村の職員が
その方から話を聞いて、入管のほうにお話をして
も御本人のいろんなお話があると。そうした中で、
そういう一つ置いての中継ぎはやめてほしいと。
本人から直接入管のほうに連絡をしていただけれ
ば、それなりの対応ができれば、そのようにさせ
ていただくというお話でございますので、よろし
くお願いしたいと思います。

○池田福子委員

すみません。言い方がまずかったと思うんです
けれども、中継ぎをしてくださいというふうに言っ
たわけではないんです。一緒に動いてもらえます
かと、助言なりという意味なんですけれども。

○市民課長

市民課のほうにおみえになれば、そういったお
話を聞いて、やはりこれは入国、要するに国の事
務でございますので、入国管理事務所に行ってく
ださいと。

要するに、直接行くのではなくて、まず最初に
電話をしていただいて、それでそのあと入管のほ
うから何らかんだの多分お話がございます。その
ときに来てくださいというお話であれば、やはり
名古屋のほうに行っていただいて、事情をよく話
して、在留カードがもらえれば、もらうことによ
っていろんな行政サービスがふえてきますので、
それをやっていただくのは、御本人のほうかなと。
お話につきましては、市民課のほうに来ていただ
ければ、それなりのお話をさせていただきます。
よろしく申し上げます。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○池田福子委員

本案に対して賛成討論させていただきます。

ことしの7月9日から外国人も住民登録をされ
る制度ということになりまして、これは日本の方、
日本人と一体化しようという、そういう思いもわ
かるんですけれども、外国の方にとっては負担が
重いのではないかと思います。

入国管理等を定める入管法の改正とあわせて外
国人登録廃止法、住民基本台帳法改正が行われる
ことによります。現在市役所で外国人登録をして
おりますけれども、新制度では入管管理局へ出向
かなければ、在留カードの交付を受けることがで
きません。その上で、市役所で住民登録と二重に
なり大変だと思います。

そして、もし2週間以内にこの手続を行わなけ
れば罰金刑になったり、先ほど言われました禁錮
刑になったりするということを聞いております。

しかし、こういう方たち、または住んでいるの
は事実なもんですから、引き続き市民サービスを受
けられるという配慮をしていただきたい。その
ために動いていただきたいという思いもあります
けれども、賛成討論とさせていただきます。

○田中委員長

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第14号について、挙手により採決します。

議案第14号は原案のとおり可決することに賛成
の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第14号 外国
人登録法の廃止等に伴う関係条例の整理に関する

条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第14号本案に対し、池田福子委員から附帯決議案が提出されました。

池田福子委員から附帯決議案の趣旨説明を求めます。

○池田福子委員

趣旨説明させていただきます。

外国人登録法の廃止に伴う関係条例に関する条例、これに対する附帯決議ということでお願いいたします。

外国人登録法が廃止されるために本条例改正の必要は認めますが、新たに住民登録できない人たちが出てくるのも事実でございます。当市では182名の方が登録できないのではないかとされており、これは全国では8万人弱の方にも及ぶというおそれがあるわけです。住民登録できなければ、今まで受けていた市民サービスが受けられないというおそれもあるわけです。

これは国会でも問題になって、附帯決議となりました。基本的人権はどこに住もうと守られるべきものだと思っております。参議院法務委員会の附帯決議も踏まえまして、本条例に対して附帯決議案を提出させていただきます。

○田中委員長

次に、附帯決議案について、質疑のある委員は御発言願います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず、本附帯決議案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

附帯決議案について挙手により採決します。

議案第14号に対し、お手元に配付の附帯決議を付すことに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手3名です。

議案第14号に対し、お手元に配付の附帯決議を付すことに反対の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手3名です。可否同数です。

したがって、委員会条例第17条の規定により、委員長が本案に対する可否を採決します。

委員長は議案第14号に対し、お手元に配付の附帯決議を付すことは否決と採決します。

したがって、議案第14号に対し、お手元に配付の附帯決議を付すことは否決しました。

議案第33号 知立市介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

介護保険条例の問題に対して質疑をさせていただきます。

これにちなみまして、介護職員処遇改善交付金というものが、3年の時限立法だったと思えますけれども、この効果はあったのでしょうか。

○長寿介護課長

こちらのほうの処遇改善のほうは、直接事業者が県のほうに申請してやっておりますので、細かいことはわかりかねますけれども、聞いてるところによっては、今回この制度がなくなるというところでは、いろいろなそれに反対するような声も聞かれていますので、一定のこれは評価をされていたんだろうというふうに理解をしています。

○池田福子委員

ただでさえ介護職員の方の処遇というか、そういったものは厳しいものがあると思います。

これは不思議な感じがするんで伺いますけれども、

この交付金というものが、現実になくなるということは、これは今の報酬が下がるという可能性もあるということですか。

○長寿介護課長

直接今、介護に従事している職員の方の賃金が下がるというようなことではないだろう、というふうには思っておりますが、今回なくなったものに対して国のほうは報酬を改定するということで、報酬の中に盛り込む。

それから、もう一つは、地域区分の見直しということで、知立市ですと6級地、ということで3%の加算があるわけですけども、こここのところの3%というところに報酬のところの上乗せが、介護給付費の保険定数のほうの上乗せがありますので、同じサービスを今まで使っていて、例えば3,000円であればその部分の上乗せされたパーセンテージが乗ってきますので、その分でこれまでの介護処遇改善交付金の部分を賄っていくというような考え方をしておくと理解しております。

○田中委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時03分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○池田福子委員

次に実際の介護保険料のほうでお聞きしたいと思いますが、このたび11段階ということになりまして、8段階から11段階ということになりましたよね。これの意味を教えてくださいいいですか。

○長寿介護課長

今回、9段階から11段階に2段階ふやさせていただいておりますけども、今まで普通額、額の1.65倍を最高としておりましたけど、そこを1.80倍と2.0倍、二つ所得基準を設けながら、ふやすことによって低所得者の低減対策と申しますか、そういう意味合いで今回の御提案になっております。

○池田福子委員

趣旨は、その低所得者に対しての配慮ということでよいですかね。

○長寿介護課長

そのとおりです。

○池田福子委員

知立市は基準月額も3,680円と、この近隣ではかなりお安いということが言えますよね。

○長寿介護課長

近隣市の中では最も低いとなっております、西三河9市の中では、みよし市と同じ3,680円ということで、県内で今の、まだきょう現在の情報では、小牧市がこれより少し低い額を設定されると聞いておりますけど、県内で下から2番目というような状況でございます。

○池田福子委員

基準月額の安いという、安価にしてあるというのはわかったんですね。年額の基準が4万4,100円、これの第5段階が基準ということになりますよね。その第5段階が基準ということなんですけれども、片や1,000万円以上であろうが幾らだろうが8万8,300円、これが2倍ということですよ。4万4,100円の2倍ということなんですけれども、収入の低い方、1段階いろいろな減免があるとは思いますが、2万2,000円基準額の0.5ということでよろしいですか。

○長寿介護課長

そのとおりです。

○池田福子委員

2万2,000円から8万8,000円の差なんですけれども、ちなみに、この第5段階の基準額の方の所得は、ざっといかほど想定してみえますか。

○長寿介護課長

第5段階の方につきましては、本人が非課税ということでございますけども、所得に応じて80万円から125万円までの方が対象になっております。

○池田福子委員

第5段階が80万円から125万円、多くみて平均で100万円として、4万4,100円払うというふうに考えればよろしいですか。

○長寿介護課長

所得ということでみればそういうことでございますけれども、所得というのは、例えば年金でしたら120万円の控除がございますので、所得が年金120万円ですとゼロになりますので、一概にそういうようなことではないかと思えます。

○池田福子委員

一概にそうは言えないとはいっても、基準としてはそういうふうだというふうに、減免とかいろいろあるとは思いますが、そういうことでよろしいですかね。100万円の方が4万4,000円だということによろしいですか。

○長寿介護課長

ちょっと今、私、申し上げたこと間違えておりました、これが年金収入でみておりますので、年金収入が例えば、委員のおっしゃるとおり100万円ぐらいの方という考え方で、本人が非課税になるよというような方が対象になっております。

○池田福子委員

それから、その100万円と考えると、例えば1,000万円以上の方の8万8,000円というのが非常に安くみえてくるわけなんですよ。片や、第1段階の方の2万2,000円というのが、非常に高く思えてくるんですね。

ちなみに、知立市は0.5ですけれども、第1段階、第2段階0.5、50%なんですけれども、碧南市は0.45、45%、それから安城市は第1段階は0.35、35%、刈谷市に至っては10%なんです。基準額に対して10%の保険料ということになるんですね。

ですから、払えない方に対する配慮というのがすごく考えられていると思うんですけれども、知立市の場合は、第1、第2段階が両方とも2万2,000円なのに1,000万円以上の人も8万円と、そういう感じなんですけど、例えば、100万円の収入で食べるだけで精いっぱいの中から4万4,000円払うと。片や、1,000万円以上あっても食べる分はそんなに食べないわけですから、その余裕金から保険料を払う、そのイメージからすると、知立市は月額3,680円で、県内でも低いほうだと

思うんですけれども、年収層のばらつきに対しては、ちょっと対応がざっくりすぎるんじゃないかと私は思うんですけれども、いかがですか。

○長寿介護課長

この0.5という基準は、国が示しております第1段階、第2段階は0.5という基準をそのまま知立市は採用してるわけですが、国のほうは6段階を標準として0.5から1.5までという幅で介護保険料をみんなで御負担していただくと。保険制度ですので、皆さん出していただく程度だと思っておりますが、ただ、その幅をどこにもっていくかということと考えた場合、今、知立の場合は0.5から2.0ということで1.5の幅をもたせてございますけれども、近隣市を見ていただきましても、これだけの幅をもっているところは知立市は割と高いほうかなというふうに思いますし、それから、0.5というこの第2段階の方でございますけれども、例えば、ひとり暮らしで公的年金、収入金額と合計所得が80万円以下というような縛りがあるわけですが、ひとり暮らしで住んでみえると。例えば、お近くに御家族の方がみえたりしても、隣の市に息子さんがおみえになっても、この第2段階に入ってきて、0.5というような基準で設定されてきますので、一概に本人の収入がないから生活が苦しいとか、なかなかそれは難しい問題であります。

現状も国の考え方をまず踏まえて、それから、もちろんこの保険料の段階は保険者によって、その地域性を踏まえて多段階に設定することが認められておりますけれども、あくまでその辺の介護保険がスタートをした時点の0.5、この第2段階につきましても、もともとはスタート時点では0.75の方でしたけれども、途中からこれも低減で0.5まで下げられておりますので、そういう意味では、全く配慮してないというような認識はございません。

○池田福子委員

苦労はされているとは思いますが、ちなみに、第1段階と一番最高の第11段階の差なんですけれども、知立市は4倍なんですよ。2万

2,000円に対して8万8,000円、4倍なんですよ。収入は4倍以上だと思うんですね。碧南市は5倍なんですわ、第1段階と11段階の倍率が。そして、安城市も5倍、安城市は第1段階が0.35、第12段階までありまして1.8です。刈谷市に至っては18倍なんですよ。18倍の差があるんですよ。ですから、この金額だとそれをまた年に割ってというふうだと非常に払いやすいと思うんですね、払うほうからしても。今、介護保険は滞納の話はあまりクローズアップされてませんが、いかがですか。

○長寿介護課長

滞納のほうは、介護保険は国民健康保険と違っていて、特別徴収という制度を採用しておりますので、その点では収納率が99%というような状況です。

それから、先ほど最初に言われました、刈谷市の0.1とかそういう低い設定をされておる市もございませぬけども、この辺は知立市が今独自に第3段階に設定しております保険料の軽減措置というような規則でやっておりますけど、こういう規則との兼ね合いもありますので、刈谷市は多分その辺で軽減の規則の設定がないとか、いろんな考え方で低取得者の方にどのような軽減対策、減免対策のような形を入れてくるかということも、それも対策の一つだというふうに思います。

○池田福子委員

この介護保険問題も、その市民の皆さんに公募じゃなくて意見を聞く方式とりましたよね。あの結果はどうでしたか、パブリックコメントではなくて。

○長寿介護課長

介護保険等審議会という中で、市民代表の方も3人入っていただいて、公募委員に3人入っていただいて、審議会を5回ほど開催させていただいて、検討してまいりましたが、この保険料についても今回御提案させていただいた条例の中身というのを御審議いただいた中で賛成ということになっております。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第33号について、挙手により採決します。議案第33号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、議案第33号 知立市介護保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第35号 知立市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第35号について、挙手により採決します。議案第35号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第35号 知立市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第18号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第18号について、挙手により採決します。

議案第18号は原案のとおり可決することに賛成
の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第18号 愛知
県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しまし
た。

議案第21号 平成23年度知立市一般会計補正予
算(第5号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

一般会計の補正で質問させていただきます。

補正の49ページ、一番上の母子家庭自立支援に
関してなんですけれども、高等技能訓練促進事業
補助金、これが当初は620万4,000円だったのが、
3分の1近く減って、225万6,000円ということに
なってますけれども、減ったことと訓練の内容、そ
れが就業に結びついているか否かという三つの点
からお答えいただけますか。

○子ども課長

ただいま御質問のありました母子家庭自立支援
事業の中の高等技能訓練の件でございますが、ま
ず、ちょっと順番が逆になるかもしれないんです
けれども、事業内容としては就職に際して有利で、
かつ生活を安定させるために資格を取得しようと
する母子家庭に対して、資格を取るにかかる養成
訓練の15期間中の一定期間、高等技能訓練促進費
ということで支給するというので、対象の資格
ですが、うちのほう多かったですけれども、正も
准も一緒ですが、看護師、介護福祉士、保育士、

理学療法士、作業療法士ということですよ。

今回、補正を減額させていただいたという理由
でございますが、市民税非課税世帯、現在1カ月
15万1,000円、課税世帯は月額7万500円を支給し
てるわけですけども、そうすると年額でいきます
と、15万1,000円の場合ですと169万2,000円にな
るわけですが、実績として平成21年度、先ほども
お話ししたように看護師ですけども、2件ありま
した。平成22年度に途中でやはり相談がありまし
たりしていろいろありまして、4件にふえました。
急遽、平成22年度も補正を組まさせていただいた
というケースがあるんですけども、それを見越して
平成23年度予算を組まさせていただいたんですけ
ども、結果的に現在、確定してる人数、まだこれ
から相談におみえになる方もひょっとしてとい
うこともあり得るものですから、その方を含めて
169万2,000円を残して予算残額から差し引いた額
を減額をさせていただいたということでありませ
う。1件1件の金額が大きいものですからこういう金
額になっておりますので、よろしくお願ひします。

就職に結びつくという点では、先ほども言いま
したように、看護師、保育士等ありますけれども、
看護師については、現在資格はないんですけども、
看護師をお手伝いしながら学校に通うというよ
うな形で、資格を取ればすぐに看護師という形でや
っていただけるというようなことを聞いておりま
すので、すぐに。

○池田福子委員

ありがとうございます。

この看護師、理学療法士、作業療法士、介護、
保育、結構難しい資格だと思うんですけども、
これ、1年で取るんですか。

○子ども課長

資格としては、正看が3年、準看が2年でだ
ったと思います。

○池田福子委員

そうしますと、その方は3年間援助を受けられ
ると、入学から就労の寸前までということですか。

○子ども課長

支給期間ですけども、勉強する期間の最後の2

分の1の期間で、上限が18カ月ということになっておりますが、ただ、現在、現時点で平成24年3月31日、今月までですけども入学及び就学している者に対して就学期間の全期間を対象とするということで、これが平成21年6月に改正されてとなっております。

○池田福子委員

そうすると、改正されてからは、この18カ月というのにこだわらず終了までということですか。

○子ども課長

今現在は、平成24年3月31日まで入学している者ですね、この方に対しては就学期間の全期間を補助対象とするということになっておりますので。

○池田福子委員

そうすると、この上限18カ月というのは、いつからこの対象になりますの。

○子ども課長

基本的には、先ほどこの高等技能訓練促進事業費補助金については、就業期間の2分の1に相当する期間で、上限を18カ月ということになっておるんですけども、先ほども言いましたように、平成21年の6月改正で、その時点で安心子ども基金というのがありますけども、それを利用したということで、期間限定でその間は全額補助をするというような形で進められてきたということであります。

○池田福子委員

そうしますと、今だけ終了ということですよ。本来は2分の1の期間は面倒見るよということですよ。

2分の1残されても困るという気もするんですけど。あとは自腹でやりなさいということかしら。もともと余裕があって勉強しようとしている方ではないと思うんですけど。

なぜ私、これにこだわるかといいますと、ちょっとハローワークに知人がおまして、やっぱり貧困が進むと母子家庭が非常にふえると、相談がすごく多いんだと。ただ、資格がないものだから定着しないし、低賃金で抑えられてしまうということなんです。

私は、この高等技能というこれを見たら、これはすごい施策だなと思って、内容も看護師、准看護師もちょっと難しい、そして、一たん入れば安定するお仕事だと思うんですね。だから、母子家庭にとっては、とても安定感のある、いい施策だと思っております。

ただ、今聞いてまして、2年のところを18カ月でやめになっちゃうとか、その半分の期間だよといったときは生活費はある、授業料はあるということになると思うので、ちょっとやり方としては半端かなという気はするんですね。いかがでしょうか。

○子ども課長

やはり勉強するという意味で、多分最後の期間に該当する部分ということでありまして、途中でやめられる方もあるのかなということで、そういった場合に、例えば頭から全額やってる中で、15万1,000円という非常に高額な補助を出してますので、月当たり、あるいは7万500円という高額の補助を出している中で、その辺を見きわめた補助かなというふうには思っております。

ちなみに、新年度の平成24年度のほうについては、平成23年度の第4次の補正予算で、安心子ども基金の積み増しということで、平成24年度の入学者についても試用期間の全期間、上限3年ですけど支給対象とする措置を継続するというふうには話は聞いておりますので、お願いします。

○池田福子委員

そして、保育園との入園の問題があると思うんですけども、就職が決まると、そういう場合は優先して保育園の入園は配慮してもらえますか。

会社によっては、保育園に預けていることが条件だといって出してくる場合があるんですよ。保育園側は、今働いているのが条件だと。それこそ玉子が先か鶏が先かの話になるんですね。いつもここでお母さんたちは、がくっとくるんですよ。預かってもらえるというのがわかっていれば就職できるのにか、そういう声も非常に多いということをちょっと考えていただきたいんですけども。

○子ども課長

保育園の入所につきましては、先ほどもちょっとお話ししましたが、保育に欠ける子を預かるということになっておりまして、知立市の場合ですと大学等に就学している者については在学証明を提出書類の中に入れて受けさせていただくという形になるかと思えます。

○池田福子委員

いわゆる学生だから優先度は高いよという意味でとらえればいいですか。在学、就職のときもそうなんですけども、それでいいですかね。

○子ども課長

学生だから優先度が高いんでなく、すべて働いている方も平等なんですけども、保育に欠けるような状況にあるということで、受けさせていただくということになりますので、よろしく願います。

○池田福子委員

そうしましたら、次に、生活保護のほうですね、51ページの3項、生活保護なんですけれども、まず、001の職員の方が72万円減ということなんですけれども、これは退職されたということでしょうか。

○福祉課長

そうですね。ケースワーカーの一人が婚姻等により退職ということで、その分で減額させていただいております。

○池田福子委員

9月議会でしたか、1名ふやすということをおっしゃってたと思うんですけれども、1名ふえて1名やめたということですか。それとも1名やめたから、ほんとは2名不足ということですかね。

○福祉課長

平成23年度4月におきまして1名増員していただきまして、ケースワーカー6名という形を体制をとらせていただきました。

その半年後に職員が1人退職ということで、今あいてる状態になっておりますが、またなるべくすぐ、今年もすぐ4月にはいつてくるんですが、新年度にはまた1名追加という形で増員かけたいと思っております。

○池田福子委員

なかなかお仕事大変だと思うんですけど、そうすると、今現在ポイント的にいうと5名でやっているとということですね。

そうすると、今、保護の対象の方は500名近いですかね。お一人で何人受け持ちがあるのかしら、ちょっと教えてもらっていいです。

○福祉課長

今現在2月末で、まず生活保護の世帯なんですけど432世帯、対象として629名の方が対象になっております。今現在、5名のケースワーカーでやっております。平均で86名という形をとるわけなんですけど、国の基準としましては、通常1人のケースワーカーが大体80世帯が基本になっております。

ただ、80世帯もかなりたくさんということで、その関係もあって、うちのほうも当局等をお願いして、6名にさせていただいたという現状があります。当然、平成24年度についても6名の体制で細かく、特に訪問等、力を入れていかなければいけない部分もありますので、そういったことをやらさせていただこうと思っております。

○池田福子委員

それから、就労支援というのは表にぐっと出てきたと思うんですけれども、就労のほうはどうですか。

○福祉課長

今現在、就労に関しては就労相談員専門員という形で1人、臨時ではありますが、週に3回、3日間来ていただいて、各生活保護の受給者の方について就労の指導をさせていただいております。

ハローワーク等の求職部分についても紹介等させていただくなり、あと、相談員が直接企業等へ連絡して採用状況を確認して、そこにベストというんですかね、合うような生活保護受給者の方に対して指導させていただいております。

○池田福子委員

いろんなところの事例があるとは思いますが、中には、即就労に結びつけなくて、まず体験からやってもらうとか、ボランティアからや

ってもらおうとか、事例ですけれども、そういうふう
に動いている人が約8割ぐらいいるという自治
体もあるんですよ。ですから、その辺はどのよう
にお考えでしょうかね。

○福祉課長

今現在は、そういったボランティア等とそうい
ったこともやってないわけなんですけど、今後の検
討材料としましては、他市の状況で確認させてい
ただきながら進めていくというのもありなのかな
というふうには考えております。

○池田福子委員

生活保護の方と接しております、やっぱり部
屋にこもっちゃうと、なかなか今度出るきっかけ
が乏しくなってしまう、行くところ行くところ
断られて落ち込んでしまうという、そういうこと
もよく聞くものですから、とにかく表に一步でも
出ると、それがボランティアだろうが体験だろう
がいいんですけども、そういうふうによく急が
ず進めていただければいいんじゃないかなと思
うんですね。調子悪くなってしまうのは、また元も
子もないと思うんです。

それから、005のところなんですけれども、住
宅手当緊急特別措置事業費で、これが県が削減し
てきたということですよ、住宅に対して。

○福祉課長

これについては、特に県が削減してきたとい
うことではなくて、少し申請のほうが減ってきた
という状況になっております。

今現在、住宅手当につきましては6名の方が受
けております。というのは、本来この住宅手当と
いうのが家賃の補助ということでやらせていた
だいて、基本的に6カ月、それとあと、以降まだ
就職等できない方については3カ月ということで、
最高9カ月という形をとらせていただくんです
けど、ほとんどの方が、その間で就労なり、中には
生活保護のほうにも入ってくる方もみえますが、
その前段階として住宅手当出させていただいて、
決して県のほうが削減という形ではありません。

○池田福子委員

そうしましたら、次に、55ページのほうで見て

いきたいと思うんですけども、55ページの001
のごみ処理事業費、こちらなんですけれども、再
生資源回収奨励報償金というものが133万8,000円
というふうには増加しているんですけども、これ
を御説明いただけますか。

○環境課長

再生資源報償金でございます。平成23年度から
市での回収を廃止しまして、回収団体のほうです
べてやっていただく形をとりました。その関係で、
町内会も子供会、それが今までは戸別というのに
補助を出しておりませんでした。平成23年度から
戸別収集に関しましては新聞雑誌等でいきますと
2円の報償金を出しております。

そういう関係で、非常に量がふえました。市内
全体で新聞屋の回収も含めますけれども、約
145%の増の収集をしております。その関係があ
りまして、その報償金のほうに不足を生じる形が
なりました。その関係で、3月までの分を4月に
3月末で申請していただく分ですけれども、今ま
での実績を勘案していきますと133万8,000円の補
正が必要になってきたという事情でございます。

○池田福子委員

ありがとうございます。

増加量も何おうと思ってたところなんです。こ
れは予想以上の成果が上がったというふうにか
えればいいですか。

○環境課長

戸別収集での量が結構ありますので、平成24年
度に関しましては今までの集積所収集から戸別収
集に変わっていかれる団体もあります。戸別収集
ですと、どうしても量がふえる形になります。で
すから、非常に成果は上がったと環境課のほうで
は思っております。

○池田福子委員

これ、ちょっと見るだけですと133万8,000円が
ふえたというふうに見るんですけども、その下
の費用から考えますと、断然マイナス効果が出
るわけですよ。こういうのを費用対効果という
言い方はおかしいんですけども、今までかかっ
てた分に比べると、むしろ報償金で出しておいた

ほうが市民の皆さんのためになるし、キャッシュバックにもなるんだというふうに考えていいですか。

○環境課長

収集の仕方は、行政のところでいろんなやり方やっております。知立市も一度これは平成23年度から実験的に町内だとか子供会の再生資源登録団体に集めていただく方式をとりました。もう一年ぐらい様子を見させていただいて、今の状況では古紙等が高く売れる状況ですので、集まるのは多いと思うんですけども、今後、少し今、単価が下がってくる状況があります。こういう状況で逆転するような場合ができたときが、どうかということもありますので、ちょっと様子を見させていたきたいと思っております。

○池田福子委員

高く売れるといいとは思んですけども、片や、ごみの減量ということを考えれば、今のまま力を入れてやっていただきたいという思いがあります。

むしろ市民の方のキャッシュバックということ、それから市民の方のやる気とか、そういうことを少しずつ広めていっていただきたいと思いたくても、いかがですか。

○環境課長

今の状況は、非常に良好な状態だと私もは思っております。非常に回収量がふえて、確かに新聞屋の回収量が減っておるんですけども、全体で、先ほど言いましたけども、145%というような収集量を出しております。ですから、リサイクルに回る古紙等が非常にふえておるということで、環境課としてはリサイクル率の向上にもつながるということで非常に歓迎しております。

○池田福子委員

ありがとうございます。

74ページの4項の幼稚園費の就園奨励費というものを具体的に説明してください。

○子ども課長

就園奨励費でございますが、国の補助、市単という部分もあるんですけども、まず、知立市私立

幼稚園就園奨励費補助金交付要項というのがあります。これは国の補助に関係したものであります。

これについては、補助対象事業としては私立幼稚園に在籍する対象児童の保護者の負担軽減を図るのが目的で、私立保育園の設置者が入園料及び保育料を減免する事業に対して補助をしております。補助事業者としては、ですから知立市内に住所を有する3歳、4歳、5歳の児童及び当該年度中に3歳になる児童が在籍する私立幼稚園の設置者で減免する事業をする事業者に対して補助をするという、これが国庫補助の関係であります。

そのほかに、国庫補助対象外としまして、補助対象者としては保護者になるんですが、当該年度10月1日時点において、知立市に住所を有して、かつ知立幼稚園に在籍する幼児の保護者、ただし先ほど言いました私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項に規定する事業者により保育料等を減免された保護者は除くということで、この方に対しては補助を1人年額5,000円という形で、これは市単でありますけども出してるということですね。

○池田福子委員

この減ったというのは、園児が減ったということでしょうか。

○子ども課長

基本的に当初予算組む段階では、まだ厳密には、その年度の決算数字が出てない段階で、前年度の状況を見ながら予算を組まさせていただくということで予算を組まさせていただいてます。

当該年度になったときに、補助の額が生活の苦しい生活保護世帯、税金をたくさん払ってる世帯とそれぞれのランクがあるんですけども、その中で、やはり補助の額の大きい方がふえる年もあれば少ない年もあればというようなこと。

それから、子供の数が多いたときもあれば少ないときもありますので、そういった形で増減することによって、今回の場合は、たまたま減額させていただくということでございます。

以上です。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第21号について、挙手により採決します。

議案第21号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第21号 平成23年度知立市一般会計補正予算(第5号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号 平成23年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○池田福子委員

質疑をお願いいたします。

22号の国民健康保険特別会計のほうなんですけれども、その前に補正ということで結果からちょっと伺いたいと思います。

先般、知立広報に入ってたんですけれども、国民健康保険、私たちの健康を支えると。知立市で医療費がかかっている病気はということで、私はこれを見てびっくりしたんです。愛知県内で医療費が高い水準にあると。1人当たりの費用額は1カ月で2万5577円で、これは54市町村で13番目に金額高い、順位も高いということになるんですね。

知立市で特に医療費が多くかかっている疾病ということで、1カ月なんですけど、5月なんですけど、虚血性心疾患というのが1人当たり782円と。それから、一番低い金額で抑えてあるところは74円で11倍なんですね、これが。虚血性心疾患に対する金額なんですけど、県内6位。脳梗塞が1カ月1人1,416円で、これが最下位の市町村ですと301円で輝かしい1位なんです。一番多くかかっていると。骨密度の障害、これが252円に対

して最下位の町村は33円で、これも第1位ということで、医療費を出している金額ということなんですけれども、これに対してちょっと御所見をお願いしたいんですけども。

○国保医療課長

広報に折り込まさせていただいたものにつきましては、平成23年の5月の診療分の医療費にかかる分析だと思います。県内で病気によって高い医療費の割合を載せさせていただいたものですが、経年を見ても、やはり心臓疾患ですとか、虚血性の疾患ですとか心筋梗塞、脳梗塞の病気というのが割合として高い部分がありますので、今後どういう医療のかかり方も含めまして、平成24年度、今年度分析をして、どうしたら医療費をそういうような病気の中で下げることができるかということも含めまして、まず分析から始めたいということを考えております。

以上です。

○池田福子委員

すぐくセンセーショナルに出て、これは考えなきゃいけないといういきっかけだなとも思いました。

要するに、骨密度及び構造の障害というふうに普通に書いてありますけれども、これは骨折しやすいと、骨折すると年配の人は寝たきりになりやすいと、そうなるとうなるかということの時系列で追っていくと、単にここでは252円だというふうには済まされない問題ではないかと思うんです。安いところは33円なんですから、ほんとにいきっかけだと思うんです。

要は、予防だと思うんですね。それと日常生活だと思うんですけれども、その点についてはいかがですか。

○国保医療課長

その予防対策等も含めまして、どのようなことができるのかということも含めまして、先ほど申しましたように、分析を含めて検討したいということを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○池田福子委員

その予防なり検診なりを充実させることによって早期発見、早期治療というのが開始できると思います。とことん悪くなってしまってから病院に行くということがないようにということがまず一つは挙げられると思います。

それと、滞納問題はいかがですか。

○国保医療課長

収納率でございますけれども、今年度、税率を改定させていただいて、2月末の収納率でございますけれども、昨年度と比較して、ほぼ同じような収納率を確保しておりますので、当初予算で見込んで収納率が88%弱で見込んでおりましたけれども、平成22年度は91%強ございました。そこまでは、まだあと水道整備管等もございますので、当初予算を見込んだものよりも収納率は上がってくるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○池田福子委員

前回伺いましたときは、資格証明はないというふうに、1人あって、ちょっとその方は不明だというふうにおっしゃったかなと思いますが、短期証というのはどうでしょうか。相変わらず対象はみえますか。

○国保医療課長

短期証の世帯の方につきましては、8月末で639世帯であったものが、今年度末で565世帯になっております。

それと、資格証の世帯でございますが、1世帯、その方につきましては、9月議会以降、委員が御指摘いただいたあと、積極的に訪問したりしておりますが、いまだに接触がとれてない状況でございますので、今後も引き続き接触に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○池田福子委員

問題は、受診のおくれというのが非常に大きいと思うんですね。受診はおくれると症状も重くなる、結果的には医療費が高くなるというそういうスパイラルに陥りやすいと思うんですね。

保険料も払えない方が医療費を払えるかという

と、やっぱり病院に行くのをちゅうちょすると思うんです。だけでもこちらサイドとしては、早期に受診させたいというそのところが非常に難しいとは思いますが、取り組みねばいけない問題だとも思います。受診おくれをどうするかと。特に経済的に弱者といわれている方の受診おくれをどうするかという問題を、ここで答えをくださいというわけにはいきませんが、その辺のところも検討させていただいて、どうしてこういう結果になったかということも含めて、受診おくれをどうするかということも御検討いただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○国保医療課長

御質問の診療おくれということにつきましては、直接国保の資格とかということにも、保険証は終わっちゃってるんですけども、医療費が払えないからおくれるというような意味合いだと、子供含めてだとは思いますが、その辺につきましては、一部負担金の減免ですとかそういうようなことも制度としてございますので御相談いただければと思いますが、被保険者の方についてはそういうようなことができますけれども、被保険者資格のない方とかそういうことにつきましては、ちょっと難しいものがあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第22号について、挙手により採決します。議案第22号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第22号 平成23年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時58分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号 平成23年度知立市介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号について、挙手により採決します。

議案第24号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第24号 平成23年度知立市介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号 平成24年度知立市一般会計補正予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○安江委員

お願いいたします。

予算書119ページ、3款民生費、1項社会福祉費、009自立支援給付事業についてお尋ねします。

補装具扶助費が計上されていますが、これは具体的にどのようなものに使われるのでしょうか、

お答えいただきたいと思います。

○福祉課長

補装具につきましては、本来、自立支援法の中で身体障がい者及び身体障がい児等失われた体の機能を補完するための道具ということで、義肢だとか補聴器、車いす、歩行器、そういった形の新しい購入費の補助部分と、あと修理費の補助部分ということで、基本的には1割負担が原則であります。平成22年4月1日より住民税非課税の方については自己負担なしという形になっておりまして、ほとんどの方が自己負担なしという形で全額給付という形でやられております。

ただ、これにつきましては、限度額というのが決まっております、それを超えているものについては自己負担が発生するという形になっております。

以上です。

○安江委員

御使用される方についても今、御説明をいただきましたが、その内訳については、どのような方法で当たられておられますか。

○福祉課長

予算等の積算につきましては、一応平成22年度、平成23年度等の実績を踏まえて積算させていただいております。

今回は積算につきましては、数字でいきますと義肢につきましては12件、それから、下肢ですね、下半身の関係の部分が10件、あと、補聴器で16件、車いすで14件、ほかに電動車いすというものもあるんですが、それも2件という形、あと、歩行器等みさせていただいております。あとは、修繕というのでも36件という形でみさせていただいております。一番予算の中でたくさんみているのは、一番最初に言いました義肢という形で12件なんですが、金額的には約400万円弱という形でみさせていただいております。

以上です。

○安江委員

ありがとうございます。

補助率も伺おうと思いましたが、ほぼ全額補助

されておるということで、これらの補助を受けられる対象者の方が補装具を装着されて、健常者とは同様とはいかないものの、一般的な生活が営まれるようになられることを切に願って、この質問は閉じます。

続きまして、121ページ、障害福祉サービス等扶助費についてお尋ねいたします。

昨年と比較しまして2,200万円ほど増額となっていますが、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○福祉課長

元来、福祉サービス扶助費ということなのですが、これについては当然、自立支援法の中でいいます居宅介護とか短期入所、あと、共同生活介護ですね、ケアホーム等のそういった関係だとか、あと、就労支援等の施設を利用するときに報酬として出てくるものという形でやらさせていただいております。

これについては、本来、事業所への扶助という形のものであります。本人は、利用する場合に1割負担というのが原則であります。これも先ほどと同様、平成22年度の改正によりまして、住民税非課税者については0円、あとについても限度額等がありまして、それについてやらさせていただいて、大半の方が自己負担なしの形で使われているというふうに思っております。

以上です。

○安江委員

能力に応じた生活への扶助費ということですが、その能力に応じた扶助費ということについて具体的に御説明願いたいと思うんですけど。

○福祉課長

今回の扶助費については、当然、各いろんな施設を使っただかく、サービスを受けていただく方の部分で払っていただいているわけなんです。やはり能力というんですか、実際は応能主義、以前は応益主義ということで利用される方については自己負担が発生しますよという話だったんですが、平成22年改正によって、先ほど御説明したように、住民非課税の方は0円ということで、要は

応能ですね、所得の少ない方については利用費はかかりませんよという形をとらせていただいております。

先ほども言ったように、扶助費というのは基本的には事業所への報酬分、運営費の補助部分という形で考えていただいたほうがわかりやすいかと思っております。

以上です。

○安江委員

ありがとうございました。

助成を受けられる方々についての説明をしていただきたかったんですが、今、先にしていただきましたので、ありがとうございます。

続いて、133ページ、001の後期高齢者医療事業についてお尋ねします。

広域連合事務費負担金について御説明をいただきたいんですが、これは対象市は幾つの市があって、どのような体制で行われているのかと、それから、どんな意味合いがあるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○国保医療課長

この広域連合事務費負担金につきましては、愛知県の後期高齢者医療広域連合が行う事務の経費につきまして、広域連合を形成しております愛知県下全市町村で、それぞれの人口等の割合に応じて負担するものでございます。費用としましては、事務費の経費が主なものでございます。

以上です。

○安江委員

ありがとうございました。

この件はこれで終わります。次に、003後期高齢者医療特別会計繰出事業についてお尋ねします。

事務費繰出金とは、いかなるものでしょうか。お願いします。

○国保医療課長

事務費繰出金につきましては、後期高齢者特別会計の中で行います事務費、主に徴収費でございますが、その後期高齢者医療の保険料の徴収に係る費用について消耗品ですとか、印刷製本費、郵

便料、口座振替の手数料等を保険料で賄えない部分ということで一般会計から事務費として繰り出しているものでございます。

○安江委員

ありがとうございました。

続きまして、そうすると同じようなものでしょいかね。保険基盤安定繰出金についてもお答え願いたいんですけど。

○国保医療課長

保険基盤安定繰出金につきましては、後期高齢者医療の被保険者の方が納めていただく保険料について、所得の低い方につきましては7割、5割、2割ということで保険料を減額して納めていただくという制度がございます。その保険料を減額した部分につきまして、一般会計のほうから市の負担と県の負担ということで合わせて5,711万6,000円を保険料の補という形で後期高齢者の特別会計のほうに繰り出しをしております。その繰り出ししたものを改めて保険料と一緒に後期高齢者広域連合のほうに料金を支払うために支払っております。

以上です。

○安江委員

ありがとうございました。

市の負担、一般財源からこちらのほうへ繰り出すということで、よくわかりました。

続きまして、143ページ、この私立保育園運営事業についてお尋ねします。

民間保育所運営費補助金とありますが、各園に保育所委託料をお出ししていますよね。なお運営費の補助とありますが、この運営費の補助というものはいかなるもののでしょうか、お答え願いたいと思います。

○子ども課長

まず、さきのほうにあります民間保育所委託料というのがありますけども、これが国から国の負担金の形で保育単価というのがあります。子供の保育をするに当たって、その保育士、いわゆる人件費分とか、管理費部分だとか、一般生活費というような部分がそれぞれ単価が決まってまして、保育単価ということで1人当たり幾らというふう

に決まりがありまして、それに基づいて、簡単な考え方でいくと、子供の数を保育単価に掛けて国からの委託料という形で出てきます。

掛けて出た数字に対して、民間保育園も公立保育園も一緒ですけども、保育料として徴収した分を差し引いた分が委託料として出てくるわけですけども、その委託料だけでいきますと人件費が非常に少ないということで、市の公立保育園の人件費と合わせる形で、その人件費分だけでも、その差額分を先ほどの民間保育所運営費補助金という形で出させていただくというのが流れになっております。

子供の数が多く、委託料が多くなれば、当然、民間保育所運営費補助金のほうが逆に下がるという形で、その辺の差額については12月の補正でもあったんですけども、増すと減するという形の連動しておりますので、そういった形で補助を出しているというような形です。よろしく願います。

○安江委員

ちょっと今のところは、その辺のところが理解できないんですけど、昨年は4,369万8,000円の補助金でしたが、今年度は3,664万5,000円となっておりますが、その減額されたわけというのは、子供の数がふえたからということですか。願います。

○子ども課長

先ほど言いました保育単価ですね、各年齢で違っております。例えば平成24年度でいきますと、0歳児が15万7,740円、1、2歳児が8万9,130円というような形で各年齢で違ってございまして、3歳未満児が、非常に単価の高い児童がふえたということで、いわゆる委託料が増額になったという部分で、運営のほうを少し、その部分では楽になったということで人件費の分を、いわゆる補助金のほうが減ったということで委託料がありまして、委託料がふれば、その人件費も当然その中に入っておりますので、一定の割合で、それがふえれば補助する部分が減ると。だけど委託料が減ると、その中に入ってる人件費も減りますので、その減

った分を補助しないと私立の保育園が公立の保育園の人件費だけ賄えないということで、その分を補うために補助を出しておるといような考え方でございます。

○安江委員

わかりました。ありがとうございました。

分園推進事業費補助金というのがありますよね。それについてもお答え願いたいんですけども。145ページですかね、お願いします。

○子ども課長

分園推進事業費補助金というのは、私立の徳風保育園が本園とは別に小さい子供を主に受け入れている、一本小さい道を隔てて建物があるわけですけれども、その施設を運営するというので分園事業推進という形で、先ほどの話じゃないですけども、2歳未満児の保育の推進ということでやっていただくということで、その部分で補助を出すという形になっております。

○安江委員

そうすると、徳風保育園が同じ敷地内で未満児について設営している保育園に対する補助金ということによろしいわけですね。わかりました。

続きまして、145ページの公立保育園運営事業についてお尋ねします。

特別保育事業報償金についてお伺いしたいんですけど、これをちょっと説明してください。

○子ども課長

これは、各園で地域との交流をするということで、例えば高齢者の方をお招きして事業をやったり、あるいは未就園の子をお招きして園児との交流を図ったりという形での特別保育事業を行っております。これに伴う費用ということで各園一定の割合で一定の額、ただ、合計がここに出てるわけですけども、特別保育事業の報償金という形で計上させていただいております。

○安江委員

ありがとうございました。

続きまして、147ページの001児童福祉施設事務管理事業についてお尋ねします。

五つの子ども園、九つの放課後子ども教室から

なるという事業費のことでしたが、これは間違いないでしょうかね。

○子ども課長

今、お話のありましたクラブ、児童センターですけれども、放課後子ども教室は教育委員会のほうであります。施設の数については、児童センター五つ、クラブは九つに分かれておりますので、それで実施させていただいているというのは、今、言われたとおりでございます。

○安江委員

この五つの子どもセンターと九つのクラブですね、これについてそれぞれの場所と町名を教えてくださいいただけますかね。わかりますかね。

○子ども課長

まず、児童センターを一つずついきますと、来迎寺児童センター、これは来迎寺町になると思います。来迎寺小学校のすぐ横にあります。次に、昭和児童センター、これも昭和の団地の中心、ショッピングセンターのあるすぐわきにあります。

それから西児童センター、これについては体育館の中にご覧いただけます。花山児童センター、これについては知立小学校の敷地の中にお邪魔しとるような形で建っております。それから南児童センター、これは新林保育園の南側に位置しております。南小学校から西に少し歩いていただいて、神谷医院だと思っておりますけれども、病院のすぐ裏になりますかね、という形です。

クラブのほうでございますが、来迎寺児童センター内にのびっこクラブという児童クラブが一つあります。昭和児童センターには、にこにこクラブというクラブが一つあります。花山児童センターに花の木クラブというクラブが一つあります。

南児童センターには、つばさクラブというのが、つばさクラブ1とつばさクラブ2がございます。それから八ツ田児童クラブは八ツ田小学校の敷地の中にありますけれども、1クラブ、はやぶさクラブというのがあります。西児童クラブ、これは西児童センターが体育館の中で手狭ということもありまして、西児童クラブは別棟になつとるわけですけれども、これは西小学校の敷地の体育館の南側

にあります、そこにあすなろクラブの1とあすなろクラブの2という形で2クラブございます。

以上です。

○安江委員

ありがとうございます。

それぞれの対象人数もお答えいただきたいんですけど、合計で結構ですから、ざっとどのぐらいの方が対象になっておられるでしょうか。

○子ども課長

2月1日現在ですけども、合計で363人登録されております。全クラブ。

○安江委員

ありがとうございます。

児童センターに通っている子供たちが363人合わせてですね、今後、今の状況からして、どう変化をしていくのか、どうなっていくのか、今後当局はどのように対応されたのかということもちょっとお伺いしたいんですけど、今までとほぼ変わらず同じような状況で進んで、同じようにということでしょうか。

○子ども課長

児童クラブの子供ですけども、今現在の流れからいきますと、保育園と同じでありまして、無料ということもありますけども、お母さんたちがクラブに預けるという傾向は引き続き増加の傾向にあるのかなというふうには思っております。

施設のほうはということになりますけども、今回の基金積んでもらうのが保育園に限ったものでありませんので、そういったところから、前にもお話ししましたが、歩みは遅いかもしいですけども、一つ一つ確実に事業を進めていく必要があるかなというふうには思っております。

以上です。

○安江委員

ありがとうございました。

続きまして、149ページにですね、ちょっと質問が悪いかわかりませんが、上から6段目ぐらいですかね、突然に窓ガラス清掃委託料というふうに書いてありますが、この窓ガラス清掃委託料というのは具体的に名前が出てくるんですけども、

これはどういうものに、どう使われるわけでしょうか。

○子ども課長

施設といいますと、手の届く範囲の窓ガラスというのは職員が清掃します。しかし、どうしても高いところですね、手の届かない、通常の脚立をもってきても届かないようなところというのはやはり掃除が、特に職員が女性ばかりですので、そういったところを業者をお願いするという形で、高い部分について校舎については予算化させていただいて掃除をさせていただいているというのが現状であります。

○安江委員

すみません。とんでもない質問をしました。

続きまして。153ページに法定扶助事業についてお尋ねしますが、法定扶助事業というものについて、これはいかなるものかということをお答え願いたいと思うんです。

○福祉課長

予算書の153ページ、法定扶助費というこれについては、全体でいう生活保護費、その受給者の方のために、ここに書いてありますように生活扶助、住宅扶助、教育扶助、そういった各扶助に分けて、通常各年齢だとかそういったことによって国が示した数字が決まっておりますが、それについて、この扶助事業の中でお支払いさせていただいているという形になります。

以上です。

○安江委員

ありがとうございます。

生活保護受給者が平成24年度は、私の聞いたところでは463世帯631名で、歳出は9億5,029万円とのことでしたが、平成23年度は418世帯586名で、歳出は8億9,202万円ですが、差し引きで5,826万円余の増額ですが、これはそうでしょうかね、間違いないですかね。

○福祉課長

まず、生活保護につきましては、当然かなりの事業費というんですかね、扶助費というのが膨らんできております。

ただ、それについては、若干うちのほうで目標等を定めまして計画的にやらさせていただいておりますが、ただ、今の状況ですと、そんなに減ってはいかないだろうと。逆にまだこれからもふえていくんじゃないかという形で、そんなに大きく以前の平成21年、平成22年のときのように急激な増加というのではないと思うんですが、やはり緩やかな増加という形を考えて予算等組まさせていただきますいております。

○安江委員

ありがとうございます。

一般の近隣都市と知立市を取り巻く環境の変化において、こういう数字の推移について当局の感想等がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○福祉課長

生活保護世帯につきましては、新聞等でも皆さん御存じのとおり、かなり的人数ふえてきているという形ですね。特に東日本等では雇用保険等の切れによって、ことしの9月以降にかなり切れる方がみえてくるという形で、全体的にはふえている。

知立市もそういったことでは特にふえてくるというように考えてはいないわけなんです、いまだに期間的な仕事とかそういったことで、なかなか本来の職業のほうをつけてない方も多くみえられると思います。そういう方が、またやはり少し不況になってしまうと、すぐ派遣等、期間工等そういったところから切られてしまうということで、そういった方がまた保護のほうにという形になってくると思っております。

いろんな意味で、生活保護については、やはり最後のところということもありまして、急激な困窮の方についてはすべて救っていくという形をとっておりますので、そういったことで考えております。

○安江委員

ありがとうございます。

この631名の中の1人だと思われませんが、高額な商品を買って求められてみえるという市民からの情報がありましたのですが、もしこういうことが

事実であるならば、一個だけ買うんじゃないで常に買ってみえるということをおっしゃるんですけど、そういうことが事実であるならば、真に困窮をされておられる方に対する施策としては、あつてはならないことだというふうに思っております。

もしほんとにこのようなことがあれば、当局からの指導があつてしかるべきだというふうに考えておりますが、それについてはどうお考えでしょうか。

○福祉課長

基本的に生活保護につきましては、最低限の生活をする上での扶助という形でやらさせていただきます。

今言われたように、高価なものということであれば、それについては当然、指導させていただきます。例えばそういったものであれば資産的なものがあるならば、逆に今度はその資産活用していただくという意味で売却なり等をしていただいて、その部分を生活費に充てていただくという形で指導もさせていただきます。

今回もケースワーカー等ある程度人数ふやしていただいていることもありまして、特に一番必要な訪問活動でなるべく多く保護受給者の方と直接会って、そういった生活状況も見ながらという形でやらさせていただきます。その中で、そういったものがあれば、すぐに指導させていただきます。

○安江委員

ありがとうございました。

一方で、この時代に餓死をされたというような方がおいでになるほうに接して、最も避けなければならない事態であると思いますので、重々に注意をして行っていただきたいと思っております。

健全な方であれば、常に勤労意欲をもっていただいて、自分の力で生き抜くように御指導をしていただきたいというふうな思っております。私の今言ったことについて、何かお考えがありましたらお答えいただければと思うんです。

○福祉課長

やっぱり最近、新聞等でもありましたように、孤立化という形もあって、亡くなる方という形で、うちのほうも、ある程度いろんな状況で、そういった方がみえれば窓口相談してくださいということで窓口等ですぐお断りするような形はとってませんので、やはり話を聞いてという形をやらさせていただきます。

ただ、今回の新聞等でも言われているように、住民票がない方とか、やっぱりいろんな見守り等を漏れていかれる方がちょっと出るのかもしれないんですが、今のところ、うちのほうではなるべく保護世帯に関しては訪問等させていただいて、体の調子が悪ければ病院等に行ってくださいとか、そういったもやっていただきますし、あと、たまにですが、税等の徴収の方ですね、滞納徴収の方からも、こういった関係でかなり生活が荒れているとか、生活が大変だよということであれば、うちのほうからまた相談等やらさせていただきますということもやらさせていただきますので、なるべくそういった方をつくらないように考えております。

○安江委員

ありがとうございます。

できるだけ不幸が起こらないように、十分注意していただきたいというふうに思っています。

続きまして、157ページ、008番、概要の58ページにも載っていますが、定住自立圏地域医療連携事業についてお尋ねします。

この事業の必要性とその背景と経緯について定住自立圏形成協定が締結され、その具体的な取り組みとして生活機能の強化に関する医療健康分野において病診連携の推進を図ることとなったとあります。中核医療機関と圏域内の診療所等の連携を強化することにより、医療関係等の充実を図るとあります。

さらにその効果として、中核医療機関である刈谷豊田総合病院と圏域内の連携により診療所からの検査、診療委託の推進、病院と診療所間での診療情報の共通化、また、病院と診療所との役割分担によるかかりつけ医の定着化の推進により市民

が必要な医療を適切に受ける環境が整うとされております。

事業概要として地域医療連携ネットワーク事業とあり、刈谷豊田総合病院と圏域内の診療所等の間をインターネット化することにより紹介時の診療予約、検査予約の効率化や診療情報の共通化等、刈谷豊田総合病院を中核とした地域医療連携ネットワークを構築するとしています。

そこで伺いますが、今現在どのようにこれらのことが行われておるのでしょうか、お答え願いたいんですけど。

○健康増進課長

現在の進捗状況でございますけれども、刈谷豊田総合病院等が各医療機関に説明をしましたので、この予算が通れば平成24年度から実際にそれぞれの刈谷豊田総合病院と圏域内の3市1町の中の病院、診療所と希望のあるところと結んでいくという実際の契約に入っていくということでございます。

以上でございます。

○安江委員

進捗状況は今よく説明していただいてわかりましたが、これに至る前、現実はどういう状況でこれらのことが行われているかということですね。こんなスムーズなことは行われていないと思いますが、それぞれの病院、診療所の方はどういう形で、どういう方法をとってみえるかということがわかればお答え願いたいんです。

○健康増進課長

これまでということ、現在のことかと思っておりますけれども、現在におきましても、刈谷豊田総合病院とインターネット等で連携を結んでいるところもございまして、それぞれ知立市におきましては刈谷医師会に入っておりますので、多くの医院、診療所がそれなりの連携をとっているところでございます。

しかし、定住自立圏という事業が始まりましたので、それにあわせてこのネットワークを構築していくということになったわけでございます。

以上です。

○安江委員

定住自立圏が締結されたので新たにこのようなことをされるというお答えでしたね。そうすると、システム構築費用、負担金ですね、知立市内の医療機関システム接続費用、2万円掛ける28世帯となっておりますが、これらの支出に関して市民の皆さんへわかりやすく支出に対する正当性をお答えいただきたいんですよね。説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○健康増進課長

まず初めに、負担額についてのどういうふうにしてこの負担額が出てきたかということを中心に御説明したいと思います。

事業主体は刈谷豊田総合病院です。連携用サーバーを刈谷豊田総合病院に設置いたします。事業費総額は5,290万円でございます。

この負担の内訳でございますが、刈谷豊田総合病院の負担額がそのうちの2分の1の2,645万円、刈谷豊田総合病院はそのうちの2分の1が国庫補助となっておりますので、半分の1,322万5,000円が刈谷豊田総合病院の実質の負担額となります。

それから、3市1町の負担額でございますが、総額の2分の1の2,645万円、このうちのまた2分の1をまず刈谷市が負担をいたします。1,322万5,000円、刈谷市が2分の1をもっていただきます。そして、残りの1,322万5,000円、これをまた新たに刈谷市を含めた3市1町で負担をいたします。その負担割合というのが刈谷豊田総合病院の受診者の実績ということで負担割合を出しております。知立市の場合は14.8%ということで、195万8,000円という負担が出てまいりました。

それから、刈谷豊田総合病院と診療所との接続費用でございますが、接続費用についてはライセンスの取得等の費用で、1施設20万円ということでございます。これは病診連携をしたいという医療機関があれば20万円ということで、これについても市の負担にさせていただきたいと思います。これは知立の医師会からも要望が出ておりまして、すべての知立市の医院が入りますと28件の20万円、560万円ということになります。

それで、市民の方への必要性ということでございますが、地域医療につきましては、やはり急性期から慢性期、途切れない医療が必要だということでございます。これからのさまざまな医療を一つの医療機関が提供することはちょっと難しいということで、地域の医療機関や施設が連携協働して初めて地域における途切れない一貫した医療をまたタイムリーに提供していくことができるということでございます。

今まで少し時間がかかっておりました紹介状ですとか、いろんな患者の情報、そういったものを地域と刈谷豊田総合病院が連携することによってスムーズに医療が受けられると、情報提供ができるということでございます。地域のほうからは、大きな刈谷豊田総合病院に行くときにはスムーズに紹介状を、あるいはカルテ等の内容を送ることができまして、また、刈谷豊田総合病院のほうも手術された大きな病気をされた患者が、その後ゆっくり養生していくのに、また地域のほうのかかりつけ医に診ていただくと、そういった連携システムが必要であるということで、このシステムの構築に意義があると思っております。

以上でございます。

○安江委員

ありがとうございました。

地域医療、知立市にあるところの診療所、病院、医院から速やかに情報が提供されるということでありましたが、現実にも今でも行われているところもあるわけですね。それに全部の知立市内の医療機関の負担の20万円を公的に扶助するというところについてのやや疑問などがあるところですが、その辺は市民の皆さんに理解していただくように努力していただきたいというふうに思っております。

それと、今後もこれに類した支出が懸念される場所ではありますが、当局の今後についてのお考えをお示しいただきたいというふうに思います。

○健康増進課長

今後ということですが、このシステム構築できれば知立市内の全医療機関が加入していた

できれば、より小まめな、また、知立市内の市民の方に平等にいろんな医療を提供できるのではないかと考えておりますので、ぜひ多くの医療機関が締結していただくといいと考えております。それを進めていきたいと考えております。

以上です。

○安江委員

ありがとうございました。

そういうことで、市民の皆さんが便利になることを願っております。

次に、161ページの特定年齢がん検診推進事業についてお尋ねしたいと思いますが、これは概要の66ページと161ページ、または163ページと、これはどこに同じ、失礼しました。これは結構です。ちょっと私が勘違いしておりました。

続きましては、167ページの4款衛生費、1項保健衛生費、環境衛生事業についてお尋ねしたいと思います。

狂犬病予防注射済み票交付手数料徴収事務等委託料と犬の鑑札交付手数料徴収事務委託料についてお尋ねします。

これはどのようなことに、に対して支払われるものか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○環境課長

この委託料ですけれども、狂犬病予防注射済み票交付手数料徴収事務等委託料、犬の鑑札交付手数料徴収事務等委託料、これは狂犬病予防注射のほうは275円で2,500頭を予算化しております。それから、鑑札の交付のほうは300円で310頭で予算計上しております。これは動物病院で注射を打たれたときに委託料として支払いをするものでございます。

○安江委員

ありがとうございます。

そうすると、狂犬病予防注射のときには知立市の職員は同行はされておりますでしょうかね。

○環境課長

4月に今回実施します集合注射、各会場でやりますその集合注射につきましては、市が会場を設定しまして実施します。それ以外、病院でやると

2種類あります。そのときにもこの手数料等、先生に打っていただいたときにはお支払いしておりますので、お願いいたします。

○安江委員

ありがとうございました。

さきの一般質問でも同僚議員の環境美化推進条例に関して質問がありましたが、その後における市民意識の向上マナー、モラルの向上につきまして、答弁として割れ憲理論にならないように職員の見回り、パトロールの強化を図るというふうに答弁されました。さらに住民の皆さん、行政とともに活動してマナー、モラルの向上を図るべく環境美化の問題について市民の皆さんの意識を高めるともおっしゃられまして、日本語以外の立て看板も立てて、狂犬病の予防接種の拡充も図ると述べられました。

狂犬病の予防接種を受けられる飼育犬の情報を把握しておられると思いますが、まず、市への登録数はどのぐらいありますでしょうかね。

○環境課長

平成24年の3月1日現在で3,769頭、市のほうに登録があります。

以上です。

○安江委員

未登録犬が何頭ぐらい存在するかというのは予想はされておられるでしょうかね。

○環境課長

登録が義務づけられていますので、未登録犬はいないというふうには解釈しておるんですけども、たまに火葬等があったときに登録されていない犬がいるということも事実ということは承知しております。うちのほうで把握はできておりません。

以上です。

○安江委員

先ほどもお答えいただきましたが、獣医の方のところへ注射をされに行かれますよね。そうした場合には、獣医の方からマナー、モラルの向上に関して飼い主の皆さんに意識を高めていただくべく環境美化推進条例の制定についての啓蒙活動の強化を行っていただけると非常にありがたいという

ふうに思いますが、その今後についていかがでしょうかね。

○環境課長

昨日、西三河の狂犬病予防の担当者会議が開かれました。知立市内の獣医に関しましては、今回行います集合注射で配りますピラを病院のほうでも配っていただくようお願いするよう今、段取りしております。

以上です。

○田中委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時55分

再開 午後2時04分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○安江委員

先ほどの問題の続きでございますが、山屋敷町の桐山公園において犬のふんがそのまま放置されているとのことでありました。篤志家による定期的な処理がなされて事なきを得ておりますが、条例ができ、市民の皆さんの環境美化推進への意思が高まっているはずだと言われておりますが、桐山公園には注意を喚起すべく立て看板が立てられて、さまざまな注意事項がわかりやすくお知らせしてあります。

しかし、ここは幼児の格好な遊び場でもありませんし、犬のふんが乾燥し、風化が始まりますと飛散して、さまざまな感染症を起こすことにもなりかねません。心配であります。これらのことから早急に処置が必要と存じます。同地にあります高場ふれあい広場におきましても同様に、犬のふんは残されております。見回りパトロールの強化と看板の設置等をお願いしたいと思っております。

条例制定から1年が経過をし、改めて市民の皆さんへの周知をさらに図るべく対策を講じていただきたいというふうに思っております。この件に関して、どう対応されるのかお答えいただきたいというふうに思っております。

○環境課長

高場ふれあい広場に関しましては、2日前、山屋敷の区長がいらっしやいまして、きょう、立て看板を設置しております。公園との連携が必要になりますので、うちのほうが、きょう設置しておりますけれども、それを公園のほうに設置したという形をとって環境課のほうで設置させていただいております。

桐山公園に関しましては、また公園と連携をしながら設置の方向で考えておりますので、よろしく申し上げます。

○安江委員

ありがとうございます。

こういう問題については、横の関係を密にさせていただきまして、速やかに対処していただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、予算の概要72ページ、低公害車購入促進事業についてお尋ねしたいというふうに思っております。

質疑の時間においても先輩議員の的を射た鋭い質問がありましたが、あえて再度お伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

事業概要として電気自動車、天然ガス車、プラグインハイブリッド車等の高額な車種への補助金交付が提示されました。きょうも資料としていただいております。平成24年度からは燃費効率のよいすぐれた軽乗用車、しかも限定車種も対象としてありますが、その意図するものは何でありましようか、お答え願いたいというふうに思っております。

○環境課長

平成24年度からハイブリッド車の補助金をやめまして、軽自動車という形に変更させていただいております。質疑の席でも答弁があったと思っておりますけれども、環境課といたしましてはCO₂の削減という大きな目標があります。その関係で、平成22年度から低公害車購入促進事業という補助金制度を設けました。

当初、設定したときですけれども、ハイブリッド車に関しましては10万円の補助金があったときです。13年以上ですと25万円の補助金があったその

状況のとき低公害車の購入促進事業ということでハイブリッド車に関して5万円、当然、電気自動車、天然ガス車等にも5万円という形で補助をしておったわけですが、その補助事業がハイブリッド車の普及によりまして、ことしの1月以降の登録台数というのか、補助金の交付申請の数字を見ますと、1カ月50台以上というような状況で、非常に普及しております、ハイブリッド車に関しましては。

そういう事情もありまして、ハイブリッド車に関しましては、もう十分普及してきたということで、今回の平成24年度の当初予算からは外させていただいております。そのかわり、軽自動車のJC08モード30キロという限定車種、答弁でもあったと思いますけど、アルトエコとミライースというスズキとダイハツの2台しか今これに該当する車はありませんけども、その車を100台で1台3万円で300万円という予算を計上させていただいております。

環境課としてはCO₂の削減という大きな目標でいきますと、普通自動車の一番最高級のもの、電気自動車は軽もありますけども電気自動車、それから天然ガス車、一般的に小回りの効く軽自動車の一番最高のものに関して補助をしていきたいということで今回の予算とさせていただきます。

以上です。

○安江委員

ありがとうございます。

今もお答えいただきましたように、電気自動車も軽自動車があるわけですが、それはないということですよ。特に燃料効率のすぐれた軽自動車、しかも限定車種を対象としてありますが、より燃費効率のよい2車種限定となっておりますが、補助対象台数は総勢で100台とされています。またダイハツ車、スズキ車であるところの限定販売台数ということですね、非常に平等性がないように思うんですが、その辺のところはいかがお考えでしょうかね。

○環境課長

今回の予算を出す折に、市役所の中の職員5人

でプロジェクトチームみたいなものをつくっていろいろ検討させていただいております。

その中で、年間に知立市で登録されている軽自動車、約700台程度あります。700台の中で燃費のいい車を2車種限定して去年積算したら約100台という数字が出ております。軽自動車ですので軽トラックもあれば事業用の車もあります。その辺も考慮して、例えば今回7万円の助成のある軽自動車、4つ星の車ですが、その車が何台ぐらいあるかということは資料としては出しておりません。

以上です。

○安江委員

どうしても軽自動車に対する限定というところで、税の配分の平等性という観点から納得できないところがあるわけですが、事業目的として地球温暖化防止対策というふうにはさっきおっしゃいましたが、天然ガスや電気自動車と合わせて6台分、プラグインハイブリッド12台分というふうにあります。

軽自動車100台分を予定されているということですが、これらによって省資源、省エネルギーの推進がいかように図れるものなのか、またCO₂削減による地球温暖化防止にどれほど寄与できるものかということはお聞きしておられますでしょうか。もしおられるようでしたらお答え願いたいというふうに思います。

○環境課長

地球温暖化防止対策といった場合に、知立市のほうでは、今、市全体の中の計画というものはつくっておりません。以前、議会のところでも質問がありましたけども、温室効果ガスの削減の関係で、そういう計画をつくったらどうかというお話もありました。

毎年、うちのほうは計画をつくりたいということで委託料の実施計画を出させていただいております。県のほうからは、平成26年度までに何とかつくっていただけないかというようなお話がありますが、法律で義務化されておりません。まだ法律で義務になっておりませんので、任意の計

画です。ですけれども、隣の刈谷市だとか安城市のほうでは計画をつくっておられます。例えば刈谷市でいいますと、企業が50%、交通が30%、家庭が20%、割合でいきますと、CO₂の出してる量の積算ですね。

そうすると、知立の場合はどうかといいますが、多分3者同一ぐらいになるのではないかと。交通も主要幹線が多いですので3分の1、家庭も3分の1、企業も事業所も3分の1ぐらい。これぐらいは私の憶測ですので、実際はかっておりませんのでわかりませんが、そういうような状況でありまして、その中でも車というのは、非常にCO₂を出す量が多いものでございます。例えば一般家庭4人家族で考えたときに、車の排出量は年間、私が積算したので正しいか正しくないかはわかりませんが1,680キログラムぐらい排出がするということで、1台で。それをやっていると、太陽光発電を4キロワットのやつをうちらが今、補助をしております。3基分ぐらいの量を車1台で出しているというのが現状でございますので、車がなくなればすごくいいんですけども、車を変えることによってでも、ある程度の量のCO₂の削減ができるということは承知しておりますので、低公害車の購入補助に関しましても、うちは継続していきたいということで考えております。

以上です。

○安江委員

今、課長の大体の想像といいますが、予想で3分の1ずつだろうと、交通にかかるのも3分の1だろうというふうにおっしゃって、この比重が結構知立市は高いというふうにおっしゃいましたが、そのうちの軽自動車の、しかも100台分についてですから、もうごくわずかなことなんですよね。それに対する補助金を出されるということについて、いかがなものかというふうに考えるところがあります。

どうしても税の配分に関して不公平感がぬぐえないというのが我々の思いなんですよね。ですから、市民の足として根づいている軽自動車と申さ

れますが、当該事業の必要性と背景、経緯にあるところによる2車種限定とされているところに大いに不満のあるところでもあります。このあたりについて、副市長の御見解を賜りたいんですけど、いかがでしょうかね。

○清水副市長

低公害車の促進事業の制度につきましては、先ほど課長が申し上げましたように、2年前からハイブリッド車、あるいは電気自動車、そういうふうな地球環境に優しいといわれるそういうCO₂の排出がゼロ、あるいは少ない、そういうものに対して促進、普及を図っていく。これは国の補助制度、これは経済対策という側面ももちろんある制度ではございましたけども、私どものほうは、それに環境対策、CO₂削減対策ということでの市民の皆様の取り組みについて支援をさせていただきたいと、そういう趣旨で始めさせていただきました。

2年を経過した段階で、これいろいろ国のほうでもいろんな制度が変化してきておりますけども、私どものほうも、いわゆるハイブリッド車については一定の、そういう市民の皆さんの認知度も高まり、こういう言い方が正確かどうかわかりませんが、非常に一般化してきているということでございますので、あえて市としてそういったもの後押しをしなくても皆さんが通常の車を選択する選択肢の一つに入れていただけるんだろう、そんな環境が整ってきたのかなというふうな思いでございます。

そういった中ではありますけども、CO₂の削減、こういった取り組みについては継続的に今後も必要だということでございます。そんな中で、こういったものをどういった形でその施策として取り上げるか、これは各市もいろいろ知恵を絞りながらやっておられる中身で、知立市もそういうことでは、その中の一つとして今回御提案させていただいている電気、天然ガス、プラグインのハイブリッド車ですか、こういったもの、これについては価格的にも非常に高価。国のほうもそれに伴って税の減税でありますとか補助金、こういっ

たものも用意されております。しかしながら、それとてもまだまだ高価なものだということの中では、先ほど申し上げました環境対策としての市の施策として引き続きこれは取り上げさせていただくのがいいのかなという思いでございます。

それから、もう一つは、新たに加えさせていただいた軽につきましても、本会議あるいは今の安江委員の御指摘のように、これでほんとに万全なのかとか、ベストの施策なのか、不公平感はないのか、こういうことに関しましては、少し検討といいますか、そういった思いもありますけども、今、提案させていただいておりますのは、そういった中でも最も燃費性の高い、そういったものに一つ限定をさせていただく、これも一つの選択肢かなということで、このようにさせていただきました。

軽につきましては、普通乗用車でもいろんなタイプがありますので、軽に特化ということではいえないのかもしれませんが、非常にコンパクトであったりとか、非常にユーザーの年齢層、非常に女性とか比較的小児が小さい、あるいはそういった方たちがユーザーの比率としては高いのかな、そんなこともあって、そういうことの間接的にはそういうことへの支援というようなものにも結びついてくるのではないかと。

それと、もう一つは、これは部内の中でもいろいろ検討してくれてますけども、そういった中で、軽自動車税というのは市税ということで、一定の市に歳入としての貢献もしていただいているというような現状のある中で、軽を今回加えさせていただくということにさせていただいたわけです。

今、御指摘の限定2車種というのがどうかということについては、いろいろ内部での検討の結果ということで、私はそれを今、尊重して、この線で何とかお願いできればというふうには現時点、思っているところでございます。

○安江委員

ありがとうございます。

先ほど課長の説明にもありましたし、今、副市長のお話の中にもありました、ハイブリッド車に

ついては、年間70台ぐらいの普及率で一般的になってきたということをおっしゃいました。そうすると、軽自動車の場合、2車種で100台の年間販売数があるということになりますと、どうもその辺の御説明の中に矛盾が生じて仕方がないんですが、そういうことでおやりになりたいということでありますので、こちらとしてもそのような考えでいたいと思います。

全国的に見ても、国・県の補助事業にあわせて市がさらに補助事業を行うことは大いにあるところではありますが、今回のこの当市における施策については、どうも透明感がないように思われます。このあたりを市長にお答えをいただきまして、私、この質問を閉じたいと思います。どうぞ、お願いします。

○林市長

なかなか2車種に限定されちゃうところが今、安江委員の思われるところかなと。

もともとこのエコカーというのは、知立市の環境基本計画の中にも柱の一つとしてエコカーをこれから普及導入というのは明記されておるわけでありまして、そうした中の一環としてさせていただいている。

その中で、安江委員がおっしゃられた軽自動車2車種に限定ということが透明感がないということでもあります。そのあたりは、今、副市長申し上げましたように、そういう思いの方もやはり本会議でもそういうふうにおっしゃられたわけでありまして、そういうことがあるわけでありまして、今の段階で私ども内部でプロジェクトチーム組んだ中で、やはり効果、リッター30キロメートルがいいじゃないかという結論に達して今の段階で一番いいというモデルと申しますか、設計で出させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○安江委員

ありがとうございます。

続きまして、予算書167ページ、公害対策事業についてお伺いします。

さまざまな分析委託料とありますが、これは定

期的に行われているものでしょうか、お答え願いたいと思います。

○環境課長

公害の分析等の委託でございます。一時期よりも公害は今は大きくクローズアップされておりません。昔の四日市公害とかそういうときのほうが今よりも公害という言葉は取り上げられたと思います。

市のほうといたしましても、例えば大気だとか、河川だとか、工場排水だとかこういう分析をずっと続けてやっております、定期的に。月1回のものであれば、年2回のものもいろいろあります。土壌分析、ここでいう、こういう分析に関しまして、必要があるところをやっつけていこうということで、平成24年度は見直しを図りまして、規制値よりもはるかに少ない数字で常にあるようなものに関しましては、今まで例えば毎月やっているものを年4回というような形で見直しをして、数字を結構減らさせて今回予算は計上させていただいております。

ただ、新しいものもありますので、その辺は全体としては上がっておりますけれども、見直しは実施しております。

以上です。

○安江委員

ありがとうございます。

具体的にどのようなところが検査対象になっておりますでしょうか。その辺のところもお答えいただければというふうに思います。

○環境課長

そうしますと、まず大気汚染ですと市役所の屋上ではかかっております。二酸化硫黄ですと福祉協議会と八橋の文化広場というような2カ所ではかかっております。それから、市内の公共施設などを使っではかかっているところが非常に多いんですけども、そういうような形で重金属についてもはかかっておりますし、そういう形で行っております。

河川に関しましては、主要河川の3河川と準用河川の5河川で合計10時点で河川をはかっております。

工場排水は公害防止協定を結んでおります13事業所を中心に、前は年1回はかかっておりましたけど、今は2年ローテーションにして、半分半分で工業排水をやっております。

以上です。

○安江委員

もう一つ、矢作川沿岸水質保全対策協議会負担金、三河湾浄化推進協議会負担金について、これは平成23年度なかったように思いますが、これはどのようなもので、なぜことし発生したかということをお説明していただきたいんです。

○環境課長

平成23年度も同じ額で載っております、予算としては。

どういうものかということ、矢作川の沿岸の市町村がすべてで負担金を出して間をきれいにしていこうというものでございます。

それから、愛知県の合併浄化槽の事業の補助金、促進協議会の負担金に関しましても県内の浄化槽の普及をしている市町村がすべて加入している負担金でございます。

○安江委員

どうも失礼しました。ありがとうございます。

171ページの概要、78ページと同じですからね、廃棄物減量推進事業についてお尋ねします。

これは開催予定は、いつ行われる予定のものですかね。リユースマーケット運営委員とは違うわけですね。

○環境課長

環境審議会のことですか。環境審議会に関しましては、10月と2月の年2回で、今回も諮問、答申という形で平成23年度も実施しております。

○安江委員

ありがとうございます。

リユースマーケット運営委託料というのがありますよね。概要の78ページ、これは過去に市役所の駐車場で行われていたものがありましたよね。これとは別ですかね。これと同様のものをパティオの駐車場で行うということでしょうか。ちょっとお答え願いたいんです。

○環境課長

リユースマーケット事業、予算概要の78、79ページで掲載していただいております。今まで11月21日にリサイクル展という形で、昔でいいますとごみの山という形でクリーンセンターから家具等をいただいきまして無料で配付する事業をやっております。この事業が環境組合のリサイクル展というのか、家具のリサイクルの販売を今、実施しております。その関係で、環境組合のほうから家具をいただくことができなくなってきました。そういう状況がありますものですから、平成24年度に関しましてはリサイクル展の実施を取りやめまして、新たにリユースマーケット事業ということを実施するという形をとらせていただきます。

このリユースマーケット事業というのは、船舶振興会からの環境保全事業の補助金というものを100万円いただきまして、それからフリーマーケット、出店を50点を予定しております。その1点2,000円で50点で10万円、そのトータル110万円でリユースマーケット事業という形で実施していきたいと思ひまして、今、予定ですけれども、9月16日にパティオのほうで、花しょうぶホールを中心に実施していきたいと考えております。

内容につきましては、委託料が先ほど多いと言われましたけれども、チラシ、ポスター等の印刷代とイベント、受付等の受付業務等を委託で実施していきたいと思ひております。それから、会場を借り上げる事業費と委託料と会場借上げ料と、これで110万円という費用を使って一緒に環境展なものという扱い方をさせていただきたいと思ひております。

以上です。

○安江委員

ありがとうございました。よく事情がわかりました。

続きまして、173ページにあります不燃物処理場維持管理事業について伺います。

ここに研修旅費として計上されておりますが、維持管理については市民の皆さんの協力によりまして処理場の延命を含めて、まことにうまく運営

がなされているというふうには思っているんですが、これはどなたが何の目的で、どこへ研究に行かれるのかということをお伺いしたいと思ひます。

○環境課長

不燃物処理場を管理していく上で、技術管理者という者が必要になります。その関係で、神奈川県川崎市のほうに10泊11日で資格を取りに行く研修の旅費でございます。

以上です。

○安江委員

ありがとうございました。よくわかりました。

続いて、183ページ、商業団体等事業補助事業についてお伺いしたいというふうには思ひます。

空き店舗活用事業借上げ料について、今後の事業の動向についてお答え願ひたいんですけど。

○経済課長

空き店舗の事業なんですけども、現在、ちりふ家ということで新富のほうにあるわけなんですけども、こちらのほう、昨年、ことしと続けているわけなんですけども、各年で見ますと1年じゅうずっと埋まっている状況ではありません。あそこの限定された場所でありますので、創業支援のためということで設置されたわけなんですけど、今まで出展された方の事業内容を見ても、雑貨販売とかそういう種類が多くて、実際そこで売り上げを大きく上げるとかそういうものもなく、ある程度3カ月とか6カ月ぐらをやられていたわけなんですけども、その後個人的に開業したりとかそういう方もみえました。実際にまだ開業せずという方もみえます。

今回、今年度平成23年度実施して、このことしの1月ですけども、新しい方を募集を行いました。そのときに該当者がなくて、現状やはり昨年もそうだったんですけど、7月ぐらまでなくて、なかなか応募者もみつからないという中で、私も創業支援という形を一度見直しを考えたいなど思っているんですけど、ちょうどこの予算の計上のときとの時期の重なりというのもありましたものですから、今年度当初予算としては昨年と

同じようには計上はさせていただいたんですけども、まだ方向性は今後詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

○安江委員

ありがとうございます。

知立市にとって、そういうことがうまく回りまして発展して、市税の貢献になるように期待しております。

続きまして、185ページに観光振興推進事業について、愛知の旅宣伝協議会負担金というふうにあります。これについて、これは具体的にはどのようなものかお答え願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

○経済課長

こちらのほうの愛知の旅宣伝協議会負担金ということで、こちらのほうは2種類ありまして、愛知県観光協会の負担金ということで、これは普通会費として10万5,000円を支払っております。こちらにつきましては、愛知県のほうで大きく県内で行われるいろんな観光事業ですね、パンフレット等が毎月出ているわけなんですけど、そういうものについての知立市の部分も季節によっては載っております。そういうものの発行に対して各市が負担金をだして、その中でつくられているというふうに考えております。

それとあと、観光キャンペーン推進協議会負担金というのもございまして、こちらのほうは20万円ということで、人口割等で算出されているもので計上してございます。

以上でございます。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山崎委員

では、数点お聞きしたいと思います。

まず、予算書の137ページの子ども手当について少しお聞きしたいと思います。

こちらのほう、きょうも資料いただいておりますが、先般、一般質問において少しお話をさせていただきました。この子ども申請に関しまして特

措法の性質によって新聞報道でもありましたが、未申請の方が知立市において100名ほどいらっしゃるということで、一般質問のときに答弁で聞いたわけでありましたが、その後、この3月が申請の締め切りになるわけでありまして、通知とか周知徹底をされたほうがいいんじゃないのかなということで要望させていただきましたが、その後どうなったのでしょうか。

○子ども課長

本会議のほうで、3月末までの特別措置法に基づく子ども手当3月末までに申請を出さないとだめになってしまうということで、本会議のほうで今現在どれだけだという話で、委員お披露あったように100名ほどというようなことでしたが、最終的にそういう方に案内を出すということで、書留だったと思うんですけども、3月9日だったと思うんですけども、一応全員その時点で出てない方に案内をさせていただいたということ。

それから、きょうですけども、それとは別に申請は出てるんですけども書類が不備な方が何件かあったものですから、その方についても、きょう、急ぎ通知を出させていただいて、すぐにやっただくような形で今、通知を出させていただいているというのが現状であります。

以上です。

○山崎委員

3月9日に再度通知をされたということで、広報ちりゅうのほうには掲載するという話もありましたけど、どうなったのでしょうか。

○子ども課長

広報、ホームページ等については、それ以前に出させていただいて、最終的にそれを見ていただいて、広報とかホームページだとかそういったものだけでなく以前から通知は出させていただいているんですけども、よく窓口に見える方については届いてなかったとか、あるいは知らなかったというようなケースが多いものですから、最終的に最後の最後ということで、3月9日に3月末までに間に合うように書留のような形で必ず届くというような形、確認が取れるような形で案内を出さ

せていただいておりますので、今、委員の言われた広報等については、それ以前に掲載させていただいて啓発はしているということでございます。

○山崎委員

そうしますと、本会議において質問させていただいたときに100名ということで、今現状、本会議以降の人数というのはどのぐらいになったんですかね。未申請の方です。

○子ども課長

通知を出させていただいた時点では100名切ってます、90ちょっとという形で。なかなか通知をそれ以前も出させてもらってますので、つながらなかった方に正確に出すというような形で、以降についてはそういう形を出させていただいた後に、やっぱりどっとくるようなことは全くなく、二、三人の方がそれ以降みえたというような現状であります。

○山崎委員

わかりました。

3月9日の郵送通知が最終ということで、今後対応は御本人たちに任せてしまうというようなことですね。僕はお話したのが、電話とかでしてあげたほうがいいのかなとかいうふうに感じたんですけど、その辺どうですかね。

○子ども課長

書留で出させていただいたりしてますので、電話で一件一件さらにとということまでは現時点考えておりません。

○山崎委員

わかりました。

今回そこまで僕がちょっと御指摘というか、お願いさせていただいたのは、今回、国のほうの制度改正によって突発的というところもあったんですけど、新聞でも報道されましたけど、多い自治体では18.9%も未申請の方がいるということで、なかなか周知されていないなというところがあったものですから、ちょっとくどくどお願いさせていただきました。

続きまして、安江委員からもお話ありましたが、171ページの先ほどのリユースマーケットに関し

てなんです、こちらのほう、ちょっと先ほどの話ですと、花しょうぶホールで9月16日パティオでやられるということですが、もうちょっと詳しいタイムスケジュール的な事業内容を教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○環境課長

事業といたしましては、市で実施するフリーマーケットを中心とした環境展というような形をとっていたり、要は、どういう形でまだ細かい内容までは具体的には決まっております。

ただ、委託の中で、フリーマーケットだけではただのフリーマーケットになってしまいますので、そういうものプラス催事を予定しております。それをまだ具体的に打ち合わせ等ができておりませんので、内容までははっきり来年度予算ですので、予算が通った後に決定していきたいと思っておりますけれども、見積もりの中では、CO₂の削減がどれだけできるかとかそういうようなものも一遍検討していきたいと。

例えば、リユースマーケットで物を買ったらどれだけCO₂が削減できる、その会場まで車を使わずに徒歩で来たらCO₂がどれだけ削減できると、そういうような削減の量や何かも簡単に出して対応していくような形のイベントにしていきたいと考えております。

以上です。

○山崎委員

ありがとうございます。

イメージとしては、フリーマーケットというような感じなんですかね。

○環境課長

今までのリサイクル展とは全く違っていて、ここでいいますとリユースマーケット、要は、4Rの推進という形をとりますので、フリーマーケットを中心とした事業ということで考えていただきたいと思っております。

○山崎委員

先ほどの話だと50店ぐらいですかね、そのブースに関しては、これは当然、一般の方とかそういうふう募集されると思うんですけど、どうやっ

た形で募集されていくのでしょうか。

○環境課長

花しょうぶホールと2階のところを使って、それを面積で勘案していくと約50店舗がやっということで、面積的に取れるスペースがそれぐらいで一般の募集をかけまして、ほんとに専門的にやっているよそのところを見に行きますと、業者みたいな方も結構いらっしゃいますので、フリーマーケットに、そういう業者みたいな方を排除したような形で一般の人を中心とした形で50店舗を募集していきたいと考えております。

○山崎委員

わかりました。

その一般の方を募集していくに当たって、個人の利益といったらあれですけど、そういうものというのはどういった形で、その個人に対してはなっていくんですか。

○環境課長

ちょっと質問の意図がよくわからないんですけど、例えば、今、三河安城のところ等でフリーマーケットやってますし、今、パティオの2階でもフリーマーケットを実際やっております。市内の方が月に1回程度はやっておると思うんですけども、そういう方たちともいろんなところと連携しながら募集をしていきたいと考えております。

○山崎委員

こういうイメージが自分の中でわかかなかったので、ちょっとお聞きしたんですが、わかりました。

続きまして、先ほどもお話あったんですけど、183ページの空き店舗活用の事業のほうなんですけど、こちらのほう、先ほどのお話で一応今後この事業として考えていかなきゃいけないということでチャレンジショップというか、創業支援ですよ、そういったところで、現状この4月に関しては計上されているわけですが、今後の方向性に関して、今、入っている方いらっしゃると思うんですが、この方に対してはどうなっていくんでしょう。

○経済課長

現在入ってみえる方は、7月から1月までが契

約の期限だったんですけども、1月に募集したところ該当者がなかったということで、私どもも地主とある程度の長期の期間の契約をしておりますので、そういった意味で、当然賃貸料払ってますので、募集がないからといって今、入っている方をやめるのではなくて、ある程度のところまでは使っていたらこうということで、現在は平成23年度は使用していただいております。

平成24年度、今回当初予算計上させていただいたんですけども、これも現在まででいきますと契約の期限というのが、ある程度うちのほうも決まっておりますので、平成24年度に入って一部ずれ込んできております、地主との契約の関係で。そこまではいくかもしれませんが、今後は新しい方がなかなか見つからないものですから、あの場所というのは、ある程度難しいのかなという今現在は判断しておりますけども、今回予算はあげておりますけども、目的が創業支援ということでありますので、今回は新しく新年度に入ってからその辺も含めて、どういった形の創業支援がいいかというのも各市でも行っておりますので、そういったことも先進市の事例も研究して、知立市はどういった形がいいかというのを研究していきたいなと思っております。

以上であります。

○山崎委員

そうしますと、今入ってる方は現状3月までということになるんですかね。4月から来年度に関しては創業支援、チャレンジショップとしての店舗活用に関して、今入ってる方というのは4月からどうなってしまうんですか。

○経済課長

平成23年度につきましては、このまま貸室していきますけども、平成24年度につきましては、地主との契約のあるまで、ちょっとそこら辺はつきり4月か5月かと思ったんですけど、そこまでは最長までは認めていこうかなという現状を考えております。

以上であります。

○山崎委員

現状、今入ってる方が4月と5月までは貸していただけるというようなことになってくるということですね。

そうしますと、この事業に関しての再度チャレンジショップというか、創業支援としての活用に関して、また募集というのかかけられるんですかね、今回のように。

○経済課長

この平成24年1月の募集に当たっても、やはりなかったと。平成23年度に始まってからでも、平成22年度もそうだったんですけど、年度初めというのでどうしてもなかなか見つからないんですね。途中で、PR不足もあるかもしれませんが、なかなか新しい方が入ってこれないということで、現状ではその場所で創業支援というのは方向転換をしていこうかなというちょっと今、現在は考えております。

以上です。

○山崎委員

そうすると、今後もう一度話し合いをして、この事業自体はどうするかというのを考えていくというような感じなんですね。創業支援に関して市としてどうするかというのを考えていくというふうになっていくんですね。

その中で、前ちょっとお話をさせていただきましたけど、一定期間募集をかけるなり、今後この事業に関して進めるなりしたときに、ある程度の募集期間のときに、仮にまた募集かけてやりたいという人がいなかった場合というのは、現状入ってる人というのは引き続きやっていただけるような形をとっていただけるんですかね。

○経済課長

今おっしゃることは、平成24年度に入って、先ほど私が、今の地主の関係で4月か5月ぐらいまで最長使っていただくということで、その後のことをおっしゃっているわけですね。

それについては、先ほど申し上げましたけど、あそこの場所での新年度の予算については、ほぼあそこでそういう同じような創業支援として空き店舗をお貸しすると、そういう事業はちょっとこ

こで一たん白紙にしたいなど。新たな創業支援という政策で考えていきたいなというふうに思っております。

○田中委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時05分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子ども課長

先ほど山崎委員からの質問で、子ども手当のまだ申請のしていない方に対する広報に掲載はどうかということ、これから載せないのかという話をいただきました。

私が広報見てないのかというおしかりを受けそうですけども、3月16日号の広報に、最後の広報という形で載せさせていただいておりますので、よろしく願います。

以上です。

○山崎委員

そうしましたら、最後の質問にさせていただきたいんですが、予算書の167ページ、予算概要72ページ、73ページの低公害車の購入促進事業についてお聞きをしたいと思います。

これに関しては、先ほど安江委員、そして、本会議の質疑に関しては、私どもの市政会の池田滋彦議員が質問させていただきました。

その中で、池田滋彦議員から、この軽自動車に関してを予算の執行を中止してほしい。要するに、この軽自動車に関しては削除してほしいということで質疑のほうでお話をさせていただきましたが、その後、部局のほうではどういった話し合いされたんでしょうか。

○市民部長

本会議質疑のときには、お二人から御質問をいただきました。私どもとしては、今回、電気自動車、天然ガス車、プラグインのハイブリッド、これは普通車になるわけですが、ほとんどが普通車になるということでございますが、その

ほかに軽自動車、これについては先ほども御質問があったわけですが、特に燃費のいい2車種に限ってということで、今回、提案をさせていただいております。

本会議でお二人の方から御質問があつて、それ以後どう検討したのかというお話でございますが、今言いましたように、今回提案をさせていただいておりますのは、いわゆるCO₂削減によって地球温暖化の防止につなげたいと、これがこの台数だけでどれだけ削減になるのかと、そういうことではなくて、市民の方が環境問題に目を向けていただくその材料になればというような意味合いもありまして、今回、提案をさせていただいたわけでございます。

したがって、電気自動車、天然ガス車、プラグインのハイブリッド、このほかに軽自動車もそれは軽自動車全部ということではなくて、特に燃費効率のいいものということで非常に絞らせていただいております。これは軽自動車全部ということになりますと、なかなか台数も伸すわけございまして、全体の予算ということもございまして、先ほど言いました、市民の方に環境問題に目を向けていただくというような観点から、車種は絞りましたけども、この内容で引き続きお願いをしていきたいというようなことで、ちょっと内部では話をさせていただいたところでございます。

○山崎委員

そうすると、今回のまだ話し合いの中では軽自動車に関しては補助していくというような考えを持ってらっしゃるのでしょうか。

○市民部長

おっしゃるとおりでございますが、この間は、先ほども言いましたように、お二人の方から御質問をいただいたということでございます。

これも先ほど言いましたが、私どもとしては、何とかCO₂削減、地球温暖化防止と、こういう観点に目を向ける一つの材料にさせていただきたいというようなことがございますので、この低公害車だけではなくて太陽光発電もそうですし、太陽

熱の利用と、こうしたことも今回、御提案をさせていただいておるわけでございますが、こういうものも含めて市民の皆さんに環境問題に目を向けてほしいと、こんな願いから提案をさせていただいておるということでございます。

○山崎委員

きょうも安江委員も話されて、本会議に関しても池田滋彦議員、共産党の佐藤議員も話されましたよね。

その中で、もう一度お聞きしますけど、この軽自動車の加えた根拠というのを、もう一回ちょっと教えてください。

○市民部長

まず、今、補助しておりますハイブリッド、これについては、先ほど副市長からも御答弁をさせていただいておりますが、非常にハイブリッドは普及をしております。当初はなかなか車種も限定ということであったわけですが、最近では非常に車種も多くなってきているということで、一定の効果があらわれたのではないかなというふうに思っております。

したがって、予算の全体の枠というようなこともあるわけでございますが、今、ハイブリッドをそのまま補助を続けていこうとすると非常に金額的にも伸すということがございますので、その中で普通車に対しては電気自動車、天然ガス車、プラグイン、こうしたものに限定をしていこうということでございます。

そして、これも先ほど同じようなお話がありましたわけですが、軽自動車についてはどうだということでございますが、軽自動車については電気自動車、あるいはプラグインのハイブリッドに比べれば安価だということがあるわけでございます。なかなか高い車には手が出ないけども、そうした中で、軽自動車でも特に環境問題に目を向ければこの2車種しかございませんが、こういうところで貢献ができるというような市民の方もおみえになるというふうに思います。

したがって、そういう方については、軽自動車でも環境というところに目を向けていただけるよ

うに、2車種ではありますが環境に非常にすぐれた車種に限って補助をしようということでございます。

○山崎委員

市政会のメンバーとも話しましたが、このJ C 08モードのリッター30キロで線を引いた明確な理由を教えてください。

○市民部長

これは一つには、これも先ほどお話が出てまいりましたが、12月議会の際に一般質問をいただいて、その答弁として、私は研究をさせていただきたいという答弁をさせていただきました。

それ以後、庁内の若手、中堅の職員を中心に検討をしていただきました。その中で、先ほどからお話もさせていただいておりますが、軽自動車ほんとにいいんだろうか、あるいは軽自動車を含めると全体の予算枠といいますかね、そういうものがどうなっていくのかというような議論の中で、普通車ですと一番すぐれておる電気自動車、ガス、プラグインハイブリッド、こういうところに関して補助をしようという考え方でございますので、軽ではどうだといったときに、何がどこで線を引くのかということになりますと、一つにはJ C 08モード、これは最近J C 08モードというのが出てきておるようでございますが、ここでひとつ30という今までにないような燃費ということでございますので、そこで区切ったらどうだということで今回このJ C 08モード30キロというところで線を引かせていただいたということでございます。

○山崎委員

部長が言われましたJ C 08モードに関しては、去年から特に新しい車に関しては表示が義務化されたということで、一般的にはあまりまだメジャーじゃないような気がするんですよね。実際、僕もJ C 08モードというふうになると、あまりぴんときないわけなんですけど、10モードとJ C 08モードの並立してるような感じなんですよね。その中で、市民の方は混同しないですかね、J C 08モードと10モードと、その辺はどうですかね。

○市民部長

これも本会議でも同じような御質問をいただいたわけでございますが、このJ C 08モードというのは、2011年、去年の4月から新しく発売をされる自動車にはJ C 08モードというのが表示が義務づけられておるということでございます。

それより以前に発売された車では、まだ義務づけはされていないということではございますが、これも2014年でしたですかね、順次変わっていくというふうには聞いております。

10.15モードと混同しやすいのではないかなというふうなお話でございますが、確かに今、J C 08モードと10.15というのは両方と表記がされておるような形でございますので、なかなかわかりにくいということはあるのかもしれませんが、それにしてもJ C 08モードと10.15というのはきちっと表示がされておるわけでございますので、そこら辺は混同がなされるという心配はないのかなというふうには思っております。

○山崎委員

このJ C 08モード、この予算の概要にもそんなんですけど、軽自動車燃費性能がJ C 08モードリッター30キロ以上のものということで、10モードとの違いというふうになるとあれなんですけど、市民の方に説明できるんですかね、J C 08モード、10モードそれぞれ違いという。

軽自動車に関しては、先ほどもお話ありましたが、2車種に限られるということで、我々市政会のメンバーでいろいろ調べましたけど、グレードに関しても限られるんですよ。その辺、御存じですかね。

○市民部長

間違いが起きないかというふうなお話でございますが、先ほど言いましたように、新しい車についてはJ C 08モードが必ず表記ということが決まっておるわけでございます。そして、2011年の4月よりも前に発売されたものについては10.15モードで表示がされておるわけなんですけども、一般的にいつ10.15モードよりもJ C 08モードのほうが1割から2割ぐらい燃費が悪くなるというんですかね、実際の走行に合ったようなはかり方をす

るということでございますので、10.15モードよりもよくなるということは基本的にはないというふうに一般的に言われておるわけでございます。こちら辺も一般的にこういうことが浸透をしてきておるのではないかなというふうに思います。

もう一点は、グレードによってこの30キロを超えない、こういうこともあるようでございますが、先ほど言いましたように、このJC08モードというのは新しい車については表示が義務づけられておりますので、そこら辺、買われる方もエコを意識したというそういう観点で見ただけであれば、このJC08モードに目をつけていただくということができるのではないかなというふうに思います。

○山崎委員

いろいろおっしゃられて、我々メンバーの中で調べた結果、先ほどからお話ありますように、軽自動車でJC08モードリッター30キロ以上のものとなりますとスズキのアルトエコ、ダイハツのミライースというこの2車種なんですよ。2車種の中で、しかも6グレードなんですよ。かなり限定をされる。先ほど話ありましたけど、2車種の中で、しかも6グレードに限定をされてしまう軽自動車、これで知立市も軽自動車に関してエコカーの補助をしているというのは、少しこれは広告が誇大広告のような気がするんですよ、本会議でも話ありましたけど。その辺はどうですかね。

○市民部長

これも確かに該当する車種というのは非常に限定をされておることではありますけど、先ほど来から御答弁をさせていただいてますように、繰り返しになりますが、わずかな部分なんですけども、該当する車種というのは、そこへ目を向けていただく、市民の方が、私たちが環境に協力をしていくにはどんな方法があるのかといったときには、この車とこの車を比較したときに、この車なら環境に少しでも優しいというところへ目を向けていただくと、こういうことが大切かなというふうに思いますので、確かに車種は非常に限定的ということにはなるわけでございますが、皆さん

の環境に対する意識というものはこういうところでだんだん高まっていくのではないのかなというふうな考え方でございます。

○山崎委員

まずこの2点を問題にしたいんですけど、やはり言われたように、先ほどから本会議でもお話ありますように、2車種の6グレードに限定されてしまうというところ、そして、それで知立市は軽自動車もエコカー補助金をやっているんだという、ほんとに誇大広告じゃないのかなというふうな話を市政会のメンバーとも話しましたが、それと同時に、JC08モードのリッター30キロで線を引くこの原理というのが全く理解ができないなというふうに思っているんですよ。市場ではそんな原理もないですし、ルールもないですし、なぜこのJC08モードをリッター30キロで線引きをしてしまうのか、まずそこはこの2点、あとは誇大広告、そういったところでちょっと問題じゃないのかなというふうに思うんですが、あとはJC08モードと10.15モードの混同ですよ。これはまだJC08モードとに関しては一般化されてない中で市民の混乱、そういったのを問題視しているわけですが、先ほどというか、本会議でも池田滋彦議員からお話ありましたけど、碧南市はハイブリッドを今限りでやめました。安城市に関しては、ハイブリッドと軽自動車もやっておりましたが、軽自動車に関しては安城市も国の補助制度に合わせて廃止をしてるんですよ。碧南市はハイブリッド、安城市に関してはハイブリッドと軽自動車、こちらのほうの補助に対しては対象外として廃止をしていくのに、なぜ知立市は、これで新たに軽自動車を入れていくのか、その辺の近隣市とのデータというか、調査というのはされたんでしょうか。

○市民部長

今、御質問者がおっしゃいますように、碧南市は事業を廃止したと、これは軽は入っておらんかったわけですが、ハイブリッドの補助を廃止をしていく。そして、安城市は軽自動車も入っておったということではありますけど、これも平成24年度

から補助事業を廃止をしていくということでございます。

碧南市につきましては、特に理由までは聞いておりませんが、安城市につきましては、国の補助金の延長を考慮して廃止を判断をしたというふうには聞いております。

こうした市があるのと、知立市が逆にこの軽自動車まで含めた補助をしていくというのととのバランスといたしますか、そんなことがどうだということでございますが、こちら辺については、それぞれの市の施策ということでございますので、やめるという考え方もあるでしょうし、また、引き続きやっておみえになる市もあるわけでございますので、ここらはそれぞれの政策の判断かなというふうには思います。

○山崎委員

これで安城市が軽自動車もやめる、廃止をした。その中で、知立だけが単独でやっていく。国の補助制度に関しては、4月からまた引き続き新たに軽自動車に関しては7万円の補助が出るということで、池田滋彦議員も言われましたが二重補助になる。この補助に関しては、国が補助をしていくわけでありますから国に任せたい方がいい、市場に任せたい方がいいんじゃないのかというふうに思うわけなんですけど、その辺、部長にも副市長にも聞きたいんですけど、なぜ知立市が無理をしてやっていくのか。国がこれで軽自動車に関しては補助をしていく。県もエコカー減税もある。その中で、なぜ知立が単独でやっていくのか、その辺をお聞かせください。もう一回。

○清水副市長

なぜということにつきましては、先ほども安江委員にもお答えしましたが、市が引き続き環境問題に取り組む一つの施策として低公害車に対する支援制度を続けていきたいということで、それと中身については、先ほども申し上げましたので繰り返しては申しませんが、いろんな国の減税やら経済対策も含めた形での、そういう支援制度もございますので、それに上乗せするというような格好で今回考えさせていただいたわけです。

ハイブリッドの場合も、ある部分そういった形で上乗せというような形で、市としても促進を図るという姿勢で取り組みをさせていただいたということでございます。

先ほど来、安江委員からも御指摘がありました、また、本会議でも池田滋彦議員からも御指摘がありました、また、今も山崎委員からも制度の中の枠組みというんでしょうかね、そういうものの上で不公平感だとか、あまりにも絞りすぎてどうなんだと、看板倒れだよというような御指摘、こういったこともいろいろ議論を聞いておりますと、私たちとしてはそういう環境問題に引き続き取り組むということでの一つの事業の選択として、今回こういうものを提案させていただいているということでございますけども、確かに先日来のお話も私たちもお聞きする中で、どうだろうという議論もさせていただいてきたわけですが、いろいろすべてにすそ野を広げるといようなそういうことはなかなか難しいなということもいろいろ議論の中である中で、限られた財源で今回この制度に振り向けられるのはどの辺なのかというようなことで結論を得てきてるわけでございます。

ただ、私も今までのいろんな議論を聞いておりますと、先ほど市民部長が答弁しましたが、新しい燃費性能の表記の仕方ですね、J C 08モードというんですか、従来の10モードというんですか、そういうことの中で、昨年の4月以降に発売されたものにつくというようなことだったので、そうすると非常に車種も限定されるけども、その年式とかいろんなことについても相当されるので、山崎委員おっしゃるように誇大広告に当たるのかな、なんていう御指摘については、うんと思いつながら今、聞いておったわけですが、いずれにいたしましても、軽をという話については、繰り返しになりますけども、比較的価格である、そういった庶民性とか、いろんな人たちがそれに取組んでいただけるという一つの環境、インセンティブを与えるということでの考え方、税についてはそういうふうで市税としての将来の税収にはね返ってくるというような部分だとか、比較的ユ

一ザ一の、これは少し私の独断と偏見が入るかもしれないかもしれませんが、比較的そういったものを求められるユーザーの皆さんというのは年齢的にもちよほど子育てとかいろんなそういった方たちの部分が多いのかなということもいろいろ考えあわせますと、これ、一つの施策としていろんな御指摘の不備じゃないかという点も思いはございますけども、一つの施策としては、こういったことも御理解いただけないのかなという思いでございます。

○山崎委員

副市長言われましたが、まさしく誇大広告と思うんですね。メンバーとも話し合った中で、あまりにも2車種と6グレードに限ったものしかない今回の軽自動車の補助金の対象としては、たった2車種しかないんですね。

こんなけむに巻いたような補助金、ちょっと表を見ていただくとあれなんですけど、軽自動車の中で燃費が軽い軽自動車の表の中で、たったこの二つなんですよね。これで知立市が軽自動車も補助金制度やってるんだよというのは、あまりにもおかしいような気がするんですね。

それを我々市政会も他の議員も言っているわけでありまして、その中で、どうしても言いたいのは、軽自動車という性能をリッター30キロで区切ってしまう。そして今回、スズキとダイハツですよ。ほかにも他のメーカー、ホンダや三菱だってありますよね、本会議でも話ありましたけど。他のメーカーというのはどうなるんですかね。特定のメーカーと車種を行政が推薦していくような形というのは、ちょっとおかしいんじゃないですかね。この市場の自由競争の妨げになると思いますよ。

これは市政会の総意であって、とてもこんな予算では通せないですね。それぐらい我々もいろいろ調べて話し合いもしましたし、いろんなデータを取り寄せた中で、今回の軽自動車、計上されますけど、とてもこれでは我々は予算を通すわけにはいかない。本会議でも話しましたが、とてもこれは中途半端な補助の対象の仕方、これに関しては納得がいくものではないと思っております。

どうですかね。

○清水副市長

遠目でちょっとわかりませんけどはたして、今、発売されている軽自動車といわれるものが相当ある、そういうことの中で、今回、私どもが提案させていただいている中身というのは、非常に限定をされているということでございます。

御指摘も、そういう全体の中でいえば、確かにおっしゃるように、A4、2枚ほどある中の上の2行ぐらいの話だということであるとするなら、非常に限定されてるなということは私も今、中身をちょっとここからではわかりませんが、そういう思いはいたしました。

○山崎委員

何度も言うようですが、今回、軽自動車を外してくださいよ。そのほうが皆さん納得されると思うんですね。市長に軽自動車に関して予算の執行の中止を求めたいと思います。

○林市長

今の山崎委員のお話を聞いてますと、軽自動車をつけることに対しての一定の理解はいただいている。ただ、2車種に限定というところが山崎委員はちょっとおかしいんじゃないかということが私、聞こえて、その辺、今議論を聞かせていただいたわけでありまして、整理をしていくのかなと。

軽自動車はなぜ今回入れたかと申しますのは、るる部長、副市長が説明をいたしました。私は、間違っていない施策かなというふうに思わせていただいております。これを若手職員がしっかりと制度設計をしていただいて、今回、自信を持って提案をさせていただきました。その中で、本会議でもこの議会でも2車種限定はいかなものかということでもあります。そのあたりちょっと自分なりに整理をしてみるのかなと思うわけでありまして、私には、決して今、例えば一般の方が車屋に行く、そして、車を買われるときに、知立市は国の制度プラスリッター30キロのもの買うと、もう3万円つくよというディーラーの言われる。知立市は、そんなにこの環境に対して配慮されているのか、市民は感じていただけるのではないかと。

など思うわけでありまして、とりわけ、先ほど副市長申し上げましたように、軽自動車を求められる方は、平均的に子育て世代ということでありまして、車を買うときに、軽自動車を買おう、その中で、少しでも環境のいいものというふうに目を向けたときに、こうした制度があると一つの選択肢としてお買い求めいただけるのではないかなと、私は、これは知立市の環境基本計画にも柱としてこのエコカーの助成、支援啓発というのを言うてるわけでありまして、決して間違った施策ではないと私は思っております。

○山崎委員

市長、るる言われましたが、実際に軽自動車を買に行った市民の方で、スズキアルトエコとダイハツミライース、この二つだけです。これはちょっとおかしいんじゃないですかね。これで軽自動車もやりますよというふうに公告していくんですか、市長は。他のホンダ、三菱、そういったメーカーがある中で、今回リッター30キロで区切ってスズキ、ダイハツ、この2車種だけということで、よく見ると対象外のグレードもあるんですよ、細かく調べていくと。

その中で、特定というか、何度も言ってますけど、市場の自由競争を妨げるような、そして、市民の方にわかりにくいような補助金の制度を今回の軽自動車に関して、これはほんとにやめていただきたい。僕の意見じゃないですよ。これは市政会メンバー全員の総意であって、きょうも安江委員も言われましたし、本会議の質疑では共産党の佐藤議員も言われてました。そういった意見というのは無視されちゃうんですか。

○清水副市長

それを先ほど来、市民部長も答弁させていただいておりますけども、それを無視してるということとは決してありません。

先ほど来の議論も含めて、先ほど申し上げましたけども、市長も答弁いたしましたけども、今の私どもが考えている中身では、今、山崎委員もおっしゃるように、少し全体のお話をする中では看板倒れというか、そういう誇大広告的な部分もあ

るなどというのは私、正直に思うところです。

先ほど市長も言いましたけども、その軽そのものの支援ということについては、山崎委員も一定の御理解をいただいているのかなというふうには私自身も感じてるわけでございますけども、先ほど来のいろんな議論、今回提案させていただいた中身、ここは少し整理させていただかないかなかなということは今、感じたところでございます。

○山崎委員

副市長と市長の意見が若干違うのかなというふうに感じましたけど、市長としては、我々も今ずっとお話をしてる中で、軽自動車に関して、再度対象種から外すことを提案したいと思います。

我々の話し合いの中で、現状今回の委員会で訂正、修正ないしされるのかなというふうに考えていたんですけど、今回こういうふうに言われてますよね。それではほんとに私たちとしては、今回の予算、到底賛成することはできないと思います。どうですか。

○林市長

まずは副市長と表現が違うんですけども、同じ思いでありまして、その中で、今、提案させていただいているのが私どもベストというような形で提案をさせていただいております。

誇大広告というふうなことについて、そうやって2車種に限定をしたにもかかわらず軽自動車やりますよという、そういう表現の仕方は確かにそうなのかなという思いがあるわけでありまして、一方で、副市長申し上げましたけれども、山崎委員も軽自動車そのものには決して御理解されて、一定程度はしてくださってるのかな。これは本会議でも私、池田滋彦質問に対しては、私の勘違いだったらまた訂正させていただきますけれども、一定の御理解はいただいている中で、車種を絞っているところに問題があるんじゃないかということも含めて整理を自分なりにしてみないかなかなというところでございます。

○山崎委員

こちらのほうは予算執行の停止のほうはされるんですかね。もしあれでしたら、我々のほうから

修正案出してもいいと思っておりますよ。それぐらいの話し合いをしていますので。

○清水副市長

私どものほうといたしましては、先ほど来、今回の制度についての趣旨等々を御説明させていただきました。

今、私ども先ほど申し上げましたように、全体のいかにも限定しているという御指摘については、私も率直にそういった部分もございますので、実際の今こういうふうに提案をさせていただいておりますけども、その内容については、まだスタートしているわけではないので、そういったことのそういう整理ということは、これはやる必要があるのかなというふうには感じたところでございます。

○山崎委員

整理とはどういうことですかね。

○清水副市長

繰り返しになりますけども、委員が御指摘をいただいた、いかにも絞りすぎているという御指摘については、少しその辺の中身をそれでいいのかというところは考えなくてはいけないというふうに思ったということでございます。

○山崎委員

ずっと話してましてですけど、軽自動車に関しては今回このJ C08モードリッター30キロ、これは修正すると、そういうことですかね。

○清水副市長

これを修正して、今お願いしている予算、そういったもので対応し切れるのかなということも少し整理をさせていただかないといかんかなと。

ただ、あまり見切り発車的にやっていくということは、これはよろしくないというふうにも思っておりますので、若干時間いただく中で、少し整理、検討させていただくことが必要だろうというふうに考えております。

○山崎委員

ちょっと明確にお答えになってないのかなというふうな気がするんですけど、市長は、これを修正するというのでいいんですかね。

○林市長

今、まだこの委員会で、ほかの委員もまたいろんな御意見が出ようかというふうに思っております。いろんな意見を踏まえながら、また内部で一度整理をしていく。こういった形で、ほんとに議員の一人一人どんな思い、市政会の総意とおっしゃられました。どういうふうな形が望まれるのか、ほんとにばつさりと切られることなのか、それとももうちょっと車種をふやせというそのあたりもちょっと自分なりに整理をしていかなければいけないなというふうに思っております。

○山崎委員

この委員会でこれだけこういうふうに話し合いをしている中で、本会議でも当然こういう話が出て問題視、どうなのかという話が出る中で、意見のほうを、うちの池田滋彦議員も言いましたけど、今回、修正がされずにこういうふうに委員会の話で、最初のお話もそうだったんですけど出る、これはほんとに二元代表制の制度、我々のこの意見を聞かないという、これはちょっと軽視をしてるんじゃないですかね。すごい話し合いをしましたけど、これ委員長、とても今回の話で、我々としては予算を通すことはできないと思いますね。どうですかね。

○田中委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後3時49分

再開 午後4時06分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○山崎委員

この誤解をしていただきたくないのは、低公害車の補助というそのものが悪いわけではないということをお願いですよね。あまりにも内容に関して、内容がばらまき、内容が中途半端というところを指摘をさせていただきたいですよね。

軽自動車、市長言われましたけど、この環境対策というものを考えたときに、ハイブリッドのほうは年間600台、軽自動車も700台ですよね。だっ

たら環境対策というのを考えるならば、ハイブリッドを省いたその意味が説明できないですね。そういうところで我々は、先ほどからくどくど指摘をさせていただいております。この内容に関してがあまりにも中途半端すぎる、そういうところを我々の話し合いの中で指摘をさせていただいております。

ただ、この予算そのものを変えるというのは、なかなか難しいということは我々も理解しております。そういった意味で、この軽自動車を要綱から外してください。補助対象として外していただきたい。ほかの委員からも話を聞いていただきたいんですが、我々の市政会のメンバーの話し合いの中では、今回の内容に関しては、あまりにも中途半端すぎる。もしこのままいかれるなら、我々も少し考えがある、そういうところを理解をしていただきたいと思います。

すみません、ちょっと長くなりましたが、以上とさせていただきますと思います。

○清水副市長

今回、私どもがいろんな環境対策も含めて、少し欲張る意味での、先ほど申し上げた今の軽をどういう方たちが使っておられるのか、また、軽自動車税というもの、そんなもろもろのことも含めて今回こういったものを検討の俎上にのせさせていただいて検討してまいりました。一定の結論のもとに今回提案をさせていただいたわけですが、本会議での議論、御指摘、また、本日の委員会でのいろんな御指摘、先ほども申し上げましたけども、確かに軽をそこに加えていくというふうなことでやっても、なかなかそこは非常に限定されているということで、非常にわかりにくいとか、そういうお話とか、メーカーの問題とか、いろんなことがあるというふうな御指摘の中で、軽をこの際、外したらどうだということでございます。私どもも大変厳しい御指摘などと、真摯に受けとめたいというふうに思っております。

私ども、これは少し申し述べさせていただいたんですが、2年前から環境対策として低公害車の促進、このことについてはハイブリッドについて

もやらせていただけてきました。今後においても、軽のことが問題になりますけども、今、提案させていただいております、今回ハイブリッド車は対象から外しますけども、残ります電気、天然ガスについては引き続きで、最近出てまいりましたプラグインハイブリッド、これも充電施設がないとなかなか難しいというような声もありますけども、こういったものも、ぜひ皆さんが環境面を第一に考えていただいた場合には一つの選択肢として考えていただけるような市としての支援策、これはぜひ何とかお認めをいただいて進めさせていただければありがたいなど。

軽については、いろんなそういう御指摘、私もいろいろ考えました。ここは私のほうも、一たんこの軽については執行を見合わせていただいきたい、このように考えております。もちろんこれを見合わせたからといって知らんどうちにこれが復活してるといようなことではございません。またいろいろそういう制度設計をする中で、議会の皆様にもいろいろ御意見をいただきながら、また御提案をこちらからさせていただきながら、新しい低公害車購入の事業について、また御提案できればありがたいなというふうに思っております。

今般におきましては、今申し上げましたように、軽については執行を見合わせていただくというふうな方向で考えていきたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

○田中委員長

他に質疑はありませんか。

○川合委員

それでは、ただいまの件につきまして、私も市政会のメンバーでありまして、一定の成果を得たということを確認いたしましたので、ぜひそのようをお願いしたいと思います。

それでは、予算書の137ページ、子ども施設整備基金積立事業、予算概要の48ページであります。この件につきましては、本会議で当該委員会のことまでちょっとふれてしまいましたが、なぜかといいますと、この委員会の会場には企画部長

がみえないわけで、このような今回、跡地を売却ということにつきましたので若干ふれさせてもらった経緯があります。

そのときに、このタイミングで売却して基金に積み立てようということになったわけです。今まで土地の価格の推移がいろいろと景気悪くて、ちょっと待ったらよくなるんじゃないかというようなことがあったりして、少し待ってきたわけですが、このタイミングで売却して基金に積み立てるということになったことにつきまして、当委員会での御意見をちょっとお聞きしたいと思います。

○子ども課長

基金の積み立てでございますが、平成22年度に策定した保育所整備計画に基づいて、概要にもありますように、着実に保育所の整備等を行っていくということで平成23年度1,000万円、来年度の予算ということで2億円というような形で計上させていただいたというのが現状であります。

子ども課としては、その基金をもとに着実に保育所整備も含めて、子ども施設の整備を進めていきたいということで基金を計上しております。

○川合委員

ありがとうございます。

この子育てにつきましたは、そういったことで計画的に進めていただきたいと思いますが、平成24年以降の積み立てにつきましたは、この間ちょっとお聞きしたような気がしますが、もう一遍ちょっと御答弁お願いしたいと思います。

○子ども課長

平成25年以降の積み立てでございますが、まだ私たちが子ども課のほうの絵空事のような状態なんですけども、希望としては、あくまで希望ですが、子ども課のほうとしては、5,000万円程度ずつという考え方で当初はおります。

○川合委員

子ども施設整備基金ということなわけございまして、利用の効果として保育所整備ということで拡大解釈といいますか、子育て関係で子育て保育所整備と書いてあると思いますが、実際には子

ども施設ということ、ほかにエリアが広いと思いますが、その辺のざっくりとした、どのようなものをどんなふうに進めていくというようなことがお考えありましたらお願いします。

○子ども課長

今、御披露した保育園の整備、子ども課のほうの所管している施設としては、平成27年計画します子育て支援センター、それから、児童クラブは一通り済んでおりますけども児童センター等の建設が関係してくるかなというふうに思っています。

○川合委員

ありがとうございます。

そういうふうに少子化といいましても、知立市は案外と若いまちで、出生率がそれほど低くないまちだと思っております。やはり働くお母さんの増加で、そういった施設の整備が今後さらに充実を求められるわけございまして、今、御披露いただきましたように、児童センターなり、保育施設の老朽化に伴う建てかえとかで、ほんとにまとまった予算が必要となってまいります。

今、希望的に5,000万円ぐらいと言われてまして、前回本会議のときは、そのときの予算の動向によって若干変わるというようなことをお返事だったと思うんですが、今後、駅周のことや連続とかこれから進む中で、予算的には非常に逼迫してくると思います。ですから、計画をほんとに実行するためには、ある程度そういった5,000万円なり、ある程度の目標、何年度までにこれぐらいためて、このぐらいたまったら一般会計から出さなくても執行できるという平準化を求める意味で積立金については年度年度で変わるかもしれませんが、一応目標を持って進めていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○子ども課長

やはり子ども課としては、今、委員の言われるとおり一定の水準で積み立てるといいのかもしれないんですけども、現時点でいろんな諸般の事情というんですか、市の全体の予算、財政の関係もありますので、幾らということは申し上げにくいんですけど、子ども課としては、それを

要望していくつもりであります。

○川合委員

ありがとうございます。

そのようにぜひ進めていただきたいと思いますが、その関連と申しますか、概要書の55ページにもありますように、使途目的の中の新中央子育て支援センター建設事業というのがあります。これについて話題を移してお聞きしたいと思います。

こちら平成24年度は、そう大きな金額ではありませんが、実際にはまとまった予算を必要とする事業でありまして、この新中央子育て支援センター、昨年度中央保育園の廃園問題と同時進行と申しますか、いろいろ我々もなかなか厳しい選択を強いられたわけでございます。

そんな中で、独立した障がい者施設を今まで併設したひまわりルームしかなくて、知立市だけがそういった独立施設がないということ、その対応として我々は理解して、これも起立採決をしたという非常に重たいものがあるわけです。現在の発達障がいの方、肢体不自由児の方、障がいをお持ちの方について、現状どのように把握してみえるか、御答弁をお願いします。

○子ども課長

まず、現在ひまわりのほうですけれども、平成23年度4月開所時点では通所児童、第1ひまわりですけれども、10人おみえになりました。10月1日以降、皆さん御存じのとおり、第1ひまわりと第2ひまわりに分かれますが、これについてトータルでいきますと23人おみえになります。

内訳と申しますと、ダブってるところもありますけれども、第1ひまわりで15人、第1ひまわりのうち、母子分離で2名、第2ひまわりのほうで通所児童が保育通所が4人おります。母子分離が2名、この2名は第1ひまわりから第2ひまわり、当市でやってる重複ということになりますので、厳密に言えば、延べ人数で先ほど23人と言いましたけれども2名追加人数ということになります。

それから、ちょっと前のデータで申しわけございませんが、9月の時点で他市にお世話になっている子供、確認をした数字でいきますと、19人ほど

刈谷市のひかりっこ以外も含めて19人ほどございます。

以上です。

○川合委員

ありがとうございます。

この事業概要のところの子育て支援センター事業の機能拡大、ひまわりルームの発達障がい児療育事業の機能拡大、同じくひまわりルームの肢体不自由児療育事業につきまして新規事業と、この3項目ですね、機能拡大と新規事業とありますが、この内容をちょっと教えていただけますでしょうか。

○子ども課長

まず、子育て支援センター部分ですが、現在のファミリーサポートセンター、あるいは母親教室とかいう子育て教室をやっておるんですけども、そういったものをさらに拡大を図っていくということで考えております。

それから、ひまわりについても機能拡大を図ると同時に、今現在これも皆さん御存じのように、南児童センターのほうで午前中だけ実施していたものを午後まで、できれば午後3時ごろまで実施するというところで拡大して、しかも施設が専用施設になりますのでフル活用していくということと考えております。

また、肢体不自由児の療育施設としての部分ですが、これは現在これも皆さん御存じのとおり、今まで知立市にはなかったということで、これについては初めてのケースということで、今まで他市に行っていた子供を含めて、できる限り知立市で受け入れてやっていきたいという考え方で拡大ということになっております。

以上です。

○川合委員

ありがとうございます。

これで今まで時間的に制約があったり、施設が併設ということでいろいろと問題があったのが、単独の施設ということで解消が大きく図れるというふうに期待しております。

先ほど言われました刈谷市の施設に通ってみえ

る重度の方がみえると思うんですが、今後、肢体不自由の方も含めて、そういうすべての方が知立市内で何とか機能を充実して、皆さんがフォローできるようなふうにはんとはしていただきたいと思うんですが、その辺について御計画いかがでしょうか。

○子ども課長

これも先ほどお話ししましたように、9月の時点で知立市で、療育も含めた支援センターもつくった場合ということで職員と想定をしたんですが、この時点で刈谷市のひかりっこ、9月1日現在ですけれども、その時点で6人おみえになったんですけれども、4名ほどは間違いなく支援センターで見れる状況にあるのかなというふうで考えております。

それから、全体でいきますと19人ということで先ほどお知らせさせていただきましたんですが、全体で見ますと、さっきの6名含めて11名ほど見れるのかなというふうに、その時点ですけれどもという考え方でおりますので、よろしくをお願いします。

○川合委員

そうですね。19名のうちの11名の方が入所可能であろうと。そうしますと、保育士の方たちの数とかかかる費用もいろいろ変わってくると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○子ども課長

これも12月議会で部長のほうから答弁があったかと思うんですが、現時点の計画としては、施設長1名、保育士が正規とパートを含めて8人、保健師を2名ほど、常勤で11名考えております。

そのほかに非常勤という形で、よく言われます臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士等を考えていきたいというふうに考えております。

○川合委員

施設の充実に伴い、人力的な配置がこれも必要になり、また予算立てのことも必要になってくると思います。

先ほど申しましたように、そういうことも含めて基金の積み立てにつきましては、やはりそういったものの充実を図ることに必要最低限なお金を

ストックするには、全体予算のこともありますけど、今後5年、10年先は非常に財政的な問題が公債費のことも含めて問題になってくる時期を迎えるわけですので、ぜひその辺はしっかりと抑えた状態でいっていただきたいと思います。

私の知人にも対象の方がみえまして、お子さんの子育てにかかる時間やら、いろんなために転勤を繰り返したり、いろいろ苦労してみえる方がみえまして、ぜひそういうことを解消する意味でも、せつかく今までなれ親しんだ中央保育園が廃園になり、こうしたものができてくるということで、ぜひそういった機能の充実をお願いしたいと思うわけでございます。

子育てにつきましては、市長のそういったお考えも十分あろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○林市長

今回の基金の積み立てであります。中央保育園を廃園をさせていただき、そして、そこに今まで知立市になかった複合施設をつくっていくわけがあります。以前の議会で申し上げたんですけれども、何より利用者の意見が大事であろうというふうに思っております。以前もひざを突き合わせてお話をさせていただいたことあるわけですが、ほんとに健常者にはわからない悩み等あるわけでありまして、これからもどこの施設にも負けないような、そんな施設をつくっていききたい。そんな思いで担当のほうもやっておりますので、よろしく願いをいたします。

○川合委員

ありがとうございます。

子ども施設の整備の基金を積み立てていくことが大きな財産の売却によってスタートするわけでございます。

この土地につきましても、地元では更地になったまま長い間、吹きさらし状態で、ほこりが舞うとか、風が強くて洗濯物干せんとか、いろいろありまして、今回そういった財産買収により、やっと土地が価値を生むということで歓迎する面もありますが、コミュニティセンターがほしいとかい

ろんな問題もありまして、それが絡んだことで先回の本会議で質問してしまったわけでございますが、今回ポイントをその子育て、特に障がいをお持ちの方につきまして充実していただきたいということを念頭に置きまして質問させていただきましたので、ぜひその辺、よろしくをお願いします。

答弁は結構ですから、お願いします。

○田中委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時31分

再開 午後4時39分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○池田福子委員

よろしくをお願いします。

先ほどのちょっと戻りますけれども、低公害車購入促進のところで再びちょっと伺いたいと思いますけれども、軽自動車を外すという御決断は、すごく正解だと思います。

広報のほうもしっかりと、広報のほうは、もう出そうと思ってたところですよ、お知らせは。

○環境課長

4月1日号の広報の原稿が校正の段階になっております。外して訂正させていただく予定でおります。

○池田福子委員

ちょっと本題に入りまして、この目的は環境ですね。環境対策ということで先ほどから皆さんおっしゃってらっしゃるけど。

○環境課長

安城市の軽自動車に関しましては経済対策で実施しておりました、昨年度。知立市は環境対策ということで考えております。

○池田福子委員

そうしますと、これを私は一目見たときには、環境対策というより新車の購入促進策かと思ったんですよ。新車に切りかえなさいと。この際だから、5万円つくから、今買うといいよというよう

な意味かと思ったんですよ。そのためには補助がついてるときがいいですよという意味でやってくるかと思ったんですけれども、ほんとに環境というならば、私としては、むしろそれこそ自転車の推進をというふうに思うんですけれども、今の場合、AとBと比べて、Bは少しAより少ないよというそういう意味に聞こえるんです。AよりはBをと、少ないよ。だからBに切りかえなさいよというふうに聞こえてくるんですね。

知立市は、それこそ4キロ四方なものですから、どちらかというに乗らなくて済むようにすれば、もっと環境というんだったらいいんじゃないかと思えます。これが税収対策であるとか、そういう意味ならまた別ですけれども、一番最初に環境ということを何度も何度もおっしゃってるなら、乗らない方向にもちょっと目を向けてもらったほうがいいんじゃないかなと思いますけども、いかがですか。

○環境課長

自動車を乗らないで例えば自転車に切りかえていくというような形の補助を実施しているのは、この前、質疑のときでもありましたけども、安城市がやっておられます。エコサイクルシティというのを目指しておられますので、自転車購入費補助金交付要綱をお持ちでありますので、そういう事業をやって、通勤に自転車に切りかえられた人に補助金を出すような事業をやっておられますけども、なかなか車から自転車に移行するというのは難しい話だと私どもは思っております、車に乗るんであればエコカーに乗ってほしいと、そういう考え方でこの低公害車の購入促進事業というのは実施させていただいておりますので、御理解のほど、よろしくをお願いします。

○池田福子委員

近隣ではないんですけども、もっと都心の場合は専用のビジネスマン、スーツがあるそうですね、自転車用の。ですから、それぐらいだんだん浸透し始めてきているということは言えると思うんですね。

あと、レンタサイクル事業をやっていると思うん

ですけど、あれはいかがですか。現状はどうですか。

○経済課長

レンタサイクル事業でありますけれども、現在、市営知立駅前の駐車場ですね、そちらのほうを10台と市役所のほうで5台ということで配置して利用していただいているわけなんですけども、実際の利用状況といいますと、その平成23年度は2月現在ということで前年比に対して約91%ぐらいで、ちょっと減っている状況でございます。

○池田福子委員

実際に数をお願いできますか。

○経済課長

駅前の自転車の部分の利用者が4月からことしの2月までで1,592名の御利用です。市役所の自転車の利用は88台。

以上でございます。

○池田福子委員

ということは、駅前の需要はとても多いというふうに考えればいいですね、1,500台ということになりますと。

自転車もともかくなんですけれども、先ほど車のところで1,680キログラム1台というのを、ちょっともう一遍説明してもらっていいですか。

○環境課長

この想定をさせていただきました、一般家庭で4人家族の場合ということで、今回ちょっと話させていただきます。

一般家庭4人家族における年間のCO₂の排出量が5,600キログラムというふうに想定した場合に、そのうちに自家用車の占める割合が30%という計算でやらさせていただきますと、5,600キログラム掛ける0.3で1,680キログラムという数字を言わせていただきました。これは、あくまでも想定の数値です。

それから、先ほどちょっと間違えてしゃべりましたので、太陽光発電のことも訂正させていただきます。

今の4人家族で想定した場合には、約5,600キログラムですので、4人家族という場合には約半

分程度削減できると書いてありましたので、先ほど言ったの間違えておまして、5,600の2分の1ですので、4人家族であれば2,800キログラムの削減ができるということになります。

ですから、太陽光発電の方がたくさん量の削減ができるということになりますので、1基あたりで。お願いいたします。

○池田福子委員

そうしましたら、太陽光発電が出たところで概要の70ページ、自然エネルギー利用システムというほうでお聞きしたいんですけれども、これは前年はキロ4万円という補助で出ていたと思うんですけども、今回3万円、でも今、聞いたところによると、CO₂対策としても効果が高いということがわかったわけですので、3万円になった根拠はどうですか。

○環境課長

平成23年度当初150基、補正で75基で3,600万円の予算を今、持っております。非常に太陽光発電は人気が最近出てきてまして、設置される家庭がふえてまいりました。

今回、基数を年間288基という計画をさせていただいております。金額的には前年度の予算額3,600万円に近い数字まで補助しようとした場合に、単価を今のままですと相当な金額になるということで下げさせていただいて、予算的にちょうじりを合わせたといったら失礼ですけども、できる範囲の補助をさせていただくということで対応させていただきます。

○池田福子委員

それで、CO₂削減には非常にいい効果が出ると、そのほかにもすごく効率がいいということは太陽光発電わかるんですけども、要するに、人気が出てきて数が多くなったから、それをプールのためにキロ3万円になったということですか。

○環境課長

各市の状況も踏まえまして、太陽光発電は県下のほとんどの市が補助を出しております。その平均をとったときに、平成23年度の平均ですけども3万円に下がってきております。これは、多分基

数がふえて、どこの市も単価を下げざるを得なくなったという状況があると思うんですけど、その平均をとらせていただいて3万円という設定をさせていただきました。

○池田福子委員

先ほどの低公害車購入のことがどうなるかはちょっと私どもではわからないんですけど、もし環境ということであれば、こちらのエコカーよりも太陽光というふうを考えていただくわけにはいきませんか。

○環境課長

CO₂の削減、どちらも大切なことだと思っております。環境課としては、実施計画に載せてお願いしていく事業だと思っておりますので、今後も継続して推進してまいりたいと思います。

○池田福子委員

やっぱり1万円下がる、だから合計4万円下がるという、その4万円の差は非常に大きいわけなんです。ですから、その辺のところをもうちょっと考慮していただけたらと思うわけですけども。

そうしましたら、次に、74ページの環境を先に伺っていきますので、環境放射線測定事業、こちらのほうが7カ所ということになっておりますけれども、放射線のほうですね、今、興味が高まっているわけで、これ自体はいいことだと思うんですけど、市内7カ所の7カ所とはどこでしょうか。

○環境課長

今、予定しておりますのは、市内7カ所の小学校ではかかれたらというふうに思っております。

まだ確定はしておりませんが、うちのほうの思惑としては小学校でということで、まだ教育委員会と協議が整っておりませんので確定はできませんけども、小学校ではかかっていきたいと。

知立市内ではかかった数値というものが、県がはかりましたけども豊田市、岡崎市ではかかっておりまして、知立市内での数字は出ておりませんので、一度はかって安全を確かめたいと思っております。

○池田福子委員

小学校というのは、いい選択ではないかと思う

んですけども、そのはかった結果をどのように公表していきますか。

○環境課長

はかった結果に関しましては、広報、ホームページ等で公表していきたいと考えております。

○池田福子委員

これは定期的に公表していこうと思ってらっしゃいますか。

○環境課長

今回一度はかって、その結果で安全ということが確認できておれば、翌年度はやっていくという意向は思っておりません。

○池田福子委員

じゃあ数値として正常なものが出れば、もうこれで終わり、それとも、また場所を変えてまたやるという意向があるのか。

○環境課長

今のところは1回で実施ということで、今後また検討していく余地はありますけども、今、正しい県の数値を見ていても非常に低い数値が、震災前と同じような数値が県の測定で出ております。ですから、大きな数値が出るという想像は今しておりません。だから安心・安全のために一度はかっていきたいと考えております。

○池田福子委員

この機械は短期間しか使えないものなんですか。

○環境課長

機械を市で購入しない委託事業で実施しますので、測定業者にはかかっていただく予定でありますので、市で測定器を購入するわけではありません。

以上です。

○池田福子委員

そうすると、委託というような形になるということですね。それで1回、1年間はかかっていくということですね。

○環境課長

1年のうちの委託事業ですので、1回日にちを決めて同じ日になるか、2日間に分かれるか知りませんが、1回はらせていただいて、ですから、早いこと委託事業を契約すれば、もう6月、

7月に一度はからせていただいて早急に数値を市民の方に報告したいと思っております。

以上です。

○池田福子委員

ちょっとそれでは不安が残るんじゃないかと思うんですわ。少なくとも何回かは継続していただかないと、いくら低い数値とはいえ、その低い数値がほんとに続いているかどうかはわからないということになると思うんですけれども、ぜひちょっと考えていただけませんか、これ。

○環境課長

予算としては平成24年度1回分の予算です。一度その数値をはかって、また平成25年度継続して同じようにはかかっていくかどうかということは検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○池田福子委員

そのとき万が一数値が高く出た場合は対処することですわね。出ないって想定で話してらっしゃる。

○環境課長

数値が高ければ補正をしてでも、また対応していきたいと考えております。

○池田福子委員

続きまして、概要の52ページなんですけれども、新南保育園建設事業、先ほども出ましたけれども、こちらのほうでちょっと伺ってきたいと思うんですけれども、定員というか、園児は200名規模ということで当初計画されていたと思うんですけれども、1人に対する必要面積が変わったと思うんですが、200名を確保できる体制なんですか。

○子ども課長

本会議でもありましたが、乳児のほうの部屋が3.3になるということで、当初設計の段階では1.65で設計していたわけなんですけれども、そこで非常に数字的にはきつくなるということでありますが、定員、今、委員のおっしゃる200人定員というのが確かになりますけれども、若干余裕を見ていた分もありまして、200人は確保できると、定員は確保できるということでおります。

○池田福子委員

要するに、予備的な広さは確保してあるというふうでよろしいということでしょうかね。

○子ども課長

0歳、1歳の部屋ですけれども、乳児室、保育室ですけれども、91平方メートルあります。今回基準になると1人当たり3.3になるわけなんですけれども、当初計画の案では、一応20人で計画していたんですけれども、単純に91を3.3で割ると27人になるかなということでもありますので、ただ、単純というわけにはいかんものですから、ほんとに面積で割ったということになると27なんですけれども、若干の余裕があったところで少し救われるかなというふうに思っています。

○池田福子委員

そうしますと、当初どおり200名は確保できるだろうという判断でよろしいということですね。

先ほどからCO₂の削減ということによって、前お願いいたしましたCO₂削減ならば、バス1台出すことによって何台の車をカバーできてCO₂削減になるかということを考えて、やっぱりバス出してもらえませんか。

○子ども課長

バスの問題は、たしか支援センターの中での話はお伺いしたんですけれども、南保育園でも今、バスについては、大変申しわけございませんが、基本的には私どものほうは考えておりません。

○池田福子委員

なぜでしょう。

○子ども課長

今お話ちらっとさせてもらったように、支援センターのときにもお話、答弁でバスをという話があったかと思いますが、12月だったかと思うんですけれども。そのときの部長の答弁にもありましたけれども、やはり財政的な問題ということも答弁させていただいている部分もありますし、現状として駐車場を確保したということについては、今の南保育園もそうですけれども、これも今回の本会議でもあったんですけれども、9割の方がやはり車でみえるということですので、仕事を持ってみえる方

が子供を預けに来る、その子供を預けてすぐ仕事に行かれるということが基本でありますので、やっぱり車でみえる方が多いものですから、バスはとりあえず現時点は私ども全く考えてないというのが現状であります。

○池田福子委員

それはアンケートでも取られましたの。9割が。

○子ども課長

現時点、園のほうで確認をさせていただいて、何人の方が車で来るのかというような話の中で、9割の方が車でおみえになるということで、残りの1割が自転車及び徒歩というようなことで聞いておりますので、よろしく願います。

○池田福子委員

車しかないから車で来るんじゃないですか。

ちょっと申し上げさせていただきたいんですけども、かなり広範囲になりましたよね。この200人規模にするためには、中央もなくなりましたし。ですから、かなり広いところから来なければいけないとなると車しかない。でもほんとの希望は、ひょっとしたら徒歩かもしれないし、送迎バスがあるならバスかもしれないというのはわからないんじゃないですか、調べてみないと。それが調べて、きちっと自分は車のほうがいいのかという答えだったんならそれでいいんですけども、送迎バスがあったら乗りますかという質問はしてないと思うんですよ。してました、してないですよ。そうすると、そうやって決めた言い方をされるのは、ちょっとおかしい。選ぶ対象を狭めているというそういう気がしますけれども。

小さな規模の保育園を幾つもつくるならいいんですよ。歩いて通えるようなところで幾つもつくるなら、そういう心配しなくてもいいんですけども、大規模化しようとしているわけですから、それならそれなりの手当をするべきだと私は思うんです。

○子ども課長

確かにアンケートを取ったわけではありませんけども、大規模にして駐車場を確保したということは、保育園は先ほども言いましたように、保育

に欠ける子、つまり御両親が働いている、何らかの形で職業についている、あるいは学校に行っているとかが話の中でやっております。保育園におみえになるには、やはり車で子供を送っておみえになる、あるいは迎えにおみえになるということで私どもも考えております。

前に、これは参考になるかどうかわからないですけど、1名しか聞いてないものであれなんですけども、お母さんと話させていただいたときには、多少遠くても車の駐車場を確保していただきたいというお母さんがおみえになったということも事実です。これは参考までにということで、よろしく願います。

○池田福子委員

ここにざっくりと設計図があるんですけど、多分これは建物はそのままですよ、広さとか。あと全部駐車場が4分の3を占めてるという土地、これはたたき台だとは思うんですけども、基本的な駐車場の場所と建物は一緒だと思うんですが、この状態ね、52台とめるという、決して広くないエリアだと思うんですけども、これは中央なんですけどね、その場合、今、中央の話も出たものですから、ちょっとさせていただいているんですけども、こちらのほうが私は異常じゃないかと思うんですよ。今、中央ね。

○福祉子ども部長

中央保育園の駐車場のことにつきましては、前にも池田福子委員からお話が本会議であったかと思えます。

子育て支援センターを新たにつくろうとする施設につきましては、育児相談、子育て講座、一般的なプレールームで遊んでいただく場所も確保しなきゃいけない、また、ひまわりの療育事業もやらなきゃいけない、そういったことを考えますと、私としては、全員が同じ時間に来るとは限りませんが、それだけの駐車場は必ず必要、多ければ多いほどいいだろうというふうには私のほうは思っておりまして、決して駐車場が多すぎるというような認識ではございません。

○池田福子委員

じゃあ中央のほうで伺いますけれども、一度に集まるのが50人以上いるということですね、中央子育て支援センター、何人募集ですか。大体定員として考えているのは何人ぐらい。

○福祉子ども部長

今後、建設していくに当たって、保護者の方とも専門の委託の方も含めて、このセンターをどうしていくかということもあわせて話を、平成24年度中に基本設計をやるわけですが、その中では、やはり先ほど私のほうが言いました講座だとか、育児相談とか、その中にはファミリーサポートセンターの事業も入りますし、皆さんが一斉に来るということはないかもしれませんが、そういった講座をやったりした場合、ほとんどの方が保護者の方は車でおみえになるだろうというふうに想定しますと、今まだこのかいた絵はざっくりで示した駐車場の戸数ですけども、この辺については、もう少し煮詰めて、どれぐらい必要だろうということも含めて、平成24年度中には決めていきたいというふうに思っています。

○池田福子委員

それで、この間、水回りがなくてというふうで伺いましたよね。給湯室がないんですよねということで伺ったんですけど、同時進行で進めますけれども、例えばこちらのほう、南保育園のほうなんですけれども、給食をつくる厨房はあるんですよ。こちらの枠でくくってあるほうが子育て支援センターなんですけれども、トイレはあるんだけれども、お茶一杯飲めないという設計になっちゃうんですかね。職員室には軽く、これがそうですかね、台所ですかね、食事室の奥。

目的の一つに、親子の交流とか、そういうことも書いてあるわけですね。親子のふれあいや遊びを通してよりよい親子関係をつくるのも一つあるし、母親の仲間づくりの場というのもあったときに、ちょっとお茶を入れたり、ちょっとお弁当をついたり、そういう交流もこういう子供たちだからこそ必要じゃないかと思うんですよ。

よく見てみますと、この子育て支援センター、台所へ行こうと思ったら、一たん玄関を通過して出

て、こっち側に行かなきゃいけないという、そういう状態なんですよ、これ見ますと。これもう確定っておっしゃってましたよね。玄関を出て、通用口を通過して、そしてどこまで行ったらお茶が飲めますかね。この辺が調乳室だからミルクをつくる場所ですよ。そうすると、交流を図ろうとか、そういうことがこれからはすごく不便と。言ってることとやれることがちょっと違うという。お茶ぐらいわかしたいと。子供たちは、実際の、どかわく子だっただけ多いと思うんですよ。お菓飲んだりすると、やっぱりそれを薄めようとして水分ほしがりますからね。それがちょっと私、何回見ても見当たらないんですよ。事務所の一番奥へ行かないとそれができないと。しかも小さなものですよ。トイレはたくさんあるけれども、トイレであれするわけにはいかない。授乳室はあるけど、ここだっただけ水がほしいですよ、授乳室となると。

ですから、ちょっとね、精査してもらえませんか。車云々はいろんな問題も出てくるとは思いますが、実際に利用者の立場を考えていただけるといいんじゃないかと思うんですけど、どうですかね。ちょっとあちこちいってごめんなさいね。今は南です。

○子ども課長

まず、南の平面図ですけども、今、多分私の持っているのと同じものを見てみえると思うんですけども、事務室の奥に確かに湯と書いた湯沸かし場があります。そこに行くのに玄関を出てという今お話でしたけども、事務室と書いてあるところの。

○池田福子委員

事務室はわかります。ただ、ここで何人もというわけにはいかないですよ、事務やってるわけですから。これでちょっとお水がほしいなと思ったときは、ここの玄関を出てこっちから通らざるを得ないでしょう。じゃないかな。どこか通路みたいなのがあいて行けるならいいんだけど、子育て支援センターいろんなお子さんいらっしゃるから、一応閉めるところは閉めてると思うんですけども。

○子ども課長

委員の言われるのは、事務室を通らなければ行けないということですね。実は、この事務室と書いてある右側が扉になってまして、当然、事務室を通らなければ湯沸かし場に行けないんですけども、入ることはできます。

○田中委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後5時13分

再開 午後5時14分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時14分

再開 午後5時22分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○池田福子委員

そうすると、プレールームのところにちょっとだけ事務所の中に1人入れるかどうかの給湯室という感じになっちゃいますね。例えば、みんなの分をお茶を出そうと思ったときは、もうここだけの活動になるということですね。何人来るんでしたっけ、多いときは。さっきのあれで支援センターだけを考えると。

○子ども課長

先ほど部長の答弁で人数については、中央子育て支援センターの人数の形で答弁させていただいたと思うんですけども、この南に限っていうならば支援センターのみですので、支援センターでやることといえば、先ほどこれも部長からも話があったように、育児講座だとか、あるいはサークルがあるんですけども、サークルの活動ということで利用していただいたりすることになると思います。あるいは、その講座やサークルの活動がないときには一般の人も自由に利用していただくというような形。

○池田福子委員

これ、南保育園ですよ。南は保育園と支援ルームでしょう。200人体制ですよ。ですから、この支援センターに来るお子さんは、大体予測で何人ぐらいですかと伺ってるんですけども。

○子ども課長

南保育園の支援センターに来るお子さんの数ですが、定員を決めているわけではありませんので、お母さんたちが連れてくるお子さん、例えば育児講座を開いたときにお母さんが2人のお子さんを連れてみえる場合もあるでしょうし、あるいは1人だけを連れてくる場合もあるでしょうし、ちょっとその数について、子供の数は幾つだということと言われても今の段階では答弁しにくいんですけども。

○池田福子委員

広さからいって何人入れますか。

○子ども課長

単純にプレールームと書いてありますけども、プレールームが78.4平方メートルあります。これが1坪で割ると23.7人、約24人は最低でも使うということになるんですけども、1坪も必要ないかなというふうに思ってますけども、やり方によっては、やる事業によっては。ちょうどそのぐらいの人数は入るというふうに。

○池田福子委員

ただし、これは園児だけじゃなくて、結構親子でということですよ。親御さんも一緒が多いとおっしゃってたから親もここに入って24人ということですよ。子供だけ24人。

○子ども課長

確かに南保育園の中に支援センターをつくるわけですけども、園児は基本的に支援センターのほうは使いません。あくまでも建物自体は複合施設になっておりますけども、支援センターと保育園は別物ですので、支援センターを利用されるお母さん方が講座とか、そういうおみえになるときに連れてくるお子さんは、当然2とか3とか、あるいは1とかいうような形でおみえになるものですから、あまり大きな子供はおみえにならんと思うんですけども、乳児、幼児あたりは連れておみえ

になるのかなというふうに思ってます。

○池田福子委員

そうしましたら、この24人というのは親のことですか。違うでしょう。

○子ども課長

定員という形でまだちょっと示してないものであれなんですけど、今、何人ぐらい入るのかという御質問でしたので、今お話ししたように、単純に78.4平方メートルという面積を1.98という今の基準で割った場合、先ほど3.3とありましたが、いわゆる保育園の乳児の面積でいくならば、子供だけでいくならば40人入るような計算になります。

○池田福子委員

それから、中央の場合は、結構朝から長い時間預かってもらえますよね、お母さんと滞在しますよね。

○子ども課長

設計段階で人数ですけども、定員ですけども、親子30組で設計してあるということ。

○池田福子委員

例えば30組の親子がお茶を飲みたいなというよくなときの対応はできてるということですよ、この事務室の奥の給湯室を使ってということですよ。

○子ども課長

支援センターについては、飲食は基本持参していただくという考え方で設計しております。

○池田福子委員

そういう規則というか、そういうことになるというふうに言われてしまえば納得せざるを得ないんですけども、一つの目的としては親同士で交流とか、そういうこともうたってるものですから、ただただ来て親子で食べて、それで帰るというよりもみんなで食べてという形でいただくと、特にこういうお子さんたちには効果があるんじゃないかなという気がします。

設計できてしまって、もうこれは水回りですからなかなか動かせないというんだったら、行事の中でもちょっとそういうのを取り入れていただけ

たらいいなと思いますけれども、それはきちっとやっていたと思うんですけど、考え方としてはどうですか。

○子ども課長

支援センターを運営するに当たっては、職員がもちろんお母さん方との交流をとるために、湯沸かし場は狭いかもしれないですけども、精いっぱい事業をやる中で、必要に応じて今言うように、例えば乳児がミルクをつくるのに湯が必要というのであれば、職員に申し出ただけで職員が用意するなどして対応はしていきたいと思っております。

○池田福子委員

そうすると、こちらのほうは常時滞在するわけではないから、飲食、食べ物は持ってきて自分で食べて帰ると、そういう形になるということですね。

もう一つ、新中央保育園のほうはどうでしょうか、飲食については、中央子育て支援センターは支援センターだから出さなくてもいいという考えだとは思いますが、これは組織立って結構朝の何時から何時までですよという、そういう通園の仕方だったと思うんですけども、いかがですか。

○子ども課長

中央の子育て支援センターにおいてもですが、飲食については持ち込んでいただく分には問題ないと思うんですけども、施設のほうで用意する給食というような方法は、今現在考えておりません。

○池田福子委員

お母さん方にとっても、毎日つくってというのは結構負担になるんですね。かわいくつくらなきゃいけないかなとか、色はどうかとか、栄養面でどうかとか、考えてるうちに簡単なものにしちゃおうというような傾向にどうしてもなってしまうものですから、本当は規則としてはつくらなくてもいいかもしれないんですけども、ちょっとこの場合も給湯を設けてもらいたいと思うんですよ、そこまでは無理としても、ちょっと広めの。

○子ども課長

設計に当たっては、先ほども部長からもお話があったように、来年度、皆さんの手もとの予算書でいきますと、135ページの中段に002の児童福祉事業管理事業というのがあると思うんですけども、その上から三つ目ですね、1行下がって、子育て支援センター建設運営協議会委員報酬金というのがあるんですけども、こちらのほうは予算化させていただきます。

これも部長もお話があったんですけど、この予算を利用して来年度、今現在考えておるのは、ひまわりに在籍している子供のお母さんの代表や専門家や設計業者、保健師、市の私どもの保育士、福祉課の職員も交えて施設の運営、施設の設計を考えていきたいなと思っております。

その中で、今、池田福子委員の言われた水回りについても、一度どんなものかということで提案させていただいて御意見聞ければなと思っております。

○池田福子委員

いろんな意見聞いていただいてしていただくのはとても助かります。でき上がってからこれが設計ですよと言われるより、その前の段階で当事者に聞いてほしいんですよ。そこを実際に活用する人に意見を聞いてほしい。自分ならどうしたい、そういうことを語ってもらいたいと思いますので、ぜひこれは進めていただきたいと思います、この審議会というのは、よろしく願います。

次に、概要の58ページなんですけれども、定住自立圏のことで先ほども出ておりましたけれども、予算が755万8,000円ということなんですけれども、本来は知立市は負担しなくてよかった予算と聞いているんですけども、違いましたか。

○健康増進課長

予算につきましては、全体で5,290万円要するというので、予算的にはかなり知立市の負担は少なくなってくるのかなと思うんですけども、もう一つには、特別交付税のほうで病診連携の負担金、刈谷豊田総合病院との各医院との接続の28施設になれば特別交付税で充当されるということござ

います。全部が充当されるということではございませんけれども、特別交付税の措置があるということでございます。

○池田福子委員

全体では5,290万円、そのうち交付税がどれぐらいですか。

○健康増進課長

この医療関係でということではないんですけども、定住自立圏の全体として1,000万円まで特別交付税が加算されるということですので、ほかにこの定住自立圏の予算と合わせたもので全体としては1,000万円までということでございます。

知立市の分としては合わせて755万8,000円という、この病診連携につきましては、ほかになければ交付税措置がされるということでございます。

以上です。

○池田福子委員

もうちょっと私、考えてみます。

すみませんけれども、今、なぜ刈谷豊田総合病院との提携なのかということで聞きたいんですけども。

○健康増進課長

これは定住自立圏の構想の中でいろんな分野がございまして、その中の生活機能強化の中の一つであります医療健康の分野、その中の病診連携の取り組みということで出てきたものでございます。

中核医療機関であります刈谷豊田総合病院と地域の診療所との連携を強化することが目的でございます。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、地域医療においては急性期から慢性期の途切れない医療が必要であるということで、大きな病院に行って手術したらそれで終わりということではなく、またそれから地域に戻って、かかりつけ医でまた養生していただく。また逆に、かかりつけ医のところではできない治療を大きな刈谷豊田総合病院のほうに紹介をしていくというふうに連携をしていくことが必要であるということでございます。

○池田福子委員

そうしますと、患者としてのメリットは、

○健康増進課長

刈谷豊田総合病院とかかりつけ医がシステムでつながりますと地域医療機関からの紹介状ですか、そこで受けたいろんな診療内容、カルテ等そういうものが刈谷豊田総合病院のほうにネットワークでつながることによってすぐ送れるということで、今まで以上に大きな病院に、刈谷豊田総合病院に御紹介するときに患者の状態がよく説明できるということでございます。

○池田福子委員

ということは、28施設というのは病院ですよ。その28施設はどんなメリットを享受できるんですか。

○健康増進課長

地域の医療ですので、小さな医院と病院、診療所ですね、大きなところの病院が二つございますけど、あと診療所ということになるんですけども、そういったところに精密な高度な医療機器がございませんので、また、専門の医師がたくさんみえないものですから、大きな総合病院と連携することによって、いろんな指示も受けることができるのではないかなと思っております。

刈谷豊田総合病院と地域の28医院とお互いに患者のいろんなものを共有できるということでございます。そこでしっかりと医療ができるということと、今まで以上にこのシステムを使いますとセキュリティの面で高セキュリティでございますので、患者のプライバシー等が漏れることがないようにになっていく、そこら辺がしっかりとしたシステムになってると思えます。

以上でございます。

○池田福子委員

かかりつけ医、または2次病院としては、俗っぽい言い方をすると患者を譲るわけですよ。そのキャッシュバックみたいなのはないとは思いますが、結局譲っていくわけなものですから、その辺はどう考えてますかね、この28施設というのはですね。

○健康増進課長

その逆の場合もございまして、総合病院、患者

が軽くなってくれば、かかりつけ医のほうにその状況を書いて、また逆の紹介をします。紹介したり、紹介されたりということでやっていけると思っています。

今、結構ちょっとした風邪でも大きな病院を使ってしまう方が多いんですけれども、そうしますと、レベルの高い医療機関がそういった人のことで手がいっぱいになって、ほかの方が高度な医療が受けられないということがございますので、簡単な症状のものは地元のかかりつけ医、そこである程度病状によって刈谷豊田総合病院に紹介をするとか、同じカルテを見ながら連携をとるということで、非常に市内の医師会でこういうお話をしましても、なかなかいいシステムであるということも理解していただいている先生もたくさんございますので、システムとしては大変いいものだと思います。

以上です。

○池田福子委員

話をちょっと戻しますけれども、システム構築費の負担が195万8,000円、これ刈総ですよ。市内医療機関システム接続費用、これは28施設がもとの刈谷豊田総合病院と通信するためのものということですよ。だったら各医療機関に負担してもらっても、当然一つの投資なものですから、いような気がするんですよ。そのやりとりをするための費用なものですから、やっぱりその辺はどうですか。

○健康増進課長

私どもは病診連携をどんどん発展させていくために市内のすべての医院に入っていただきたいと。それで知立市内の市民の方は平等になるかなと思っております。

最終的には市民の方のためのものがございますので、それにこのシステムをしっかりとしたものにするために、多くの医院が入っていただくために市のほうが後押しをさせていただきたいという考え方でございます。

以上でございます。

○池田福子委員

それで、かかりつけ医の先生のところから、例えば刈総へ行ってくださいよと言われたときに、この場合は選択権は患者側にあると思うんですよ。だからそのときに、なかなか患者の場合は、医者に嫌だとか、そういうことが言えないという、言いづらいというのがあると思うんですけれども、その辺のときは、例えばしっかり意見を聞いてもらって、刈総でいいですかとか、ほかに、もしあれだったら紹介しますよとか、そういう確認はちゃんとしていただけるんでしょうかね。

もう一つ、その刈総に送ってくださいといった場合と、刈総以外に紹介してくださいといった場合の患者の負担はどうなりますか。

○健康増進課長

刈総、それ以外のところ、これは患者が選ぶことでございますので、一応先生はその時々によって刈谷豊田総合病院のほうが良いと思われれば、そちらのほうに紹介されるかもしれませんけれども、それは患者が主体でございますので、患者の意見を聞くことが第一だと思っておりますので、そのことは、また医師会等の懇談会がございまして、刈谷医師会知立支部長にもそういうお話をしていきたいとは思っております。

○池田福子委員

そうしましたら、例えば刈総以外だと紹介状の紹介料みたいなのは今は払ってますよね。刈総の場合は要らなくて、ほかの病院の場合はそれが要るとかそういうケースは出てくるということですか。

○健康増進課長

その詳しいことはちょっとわかりませんが、刈総の場合はネットワークでいきますので、早いということだと思います。紹介料はそれぞれ出るかなとは思いますが、何しろ正確に早く届くということ、また、それだけではなくて患者の容体、カルテの状況、例えばレントゲン写真、そういったものもスキャナーで取って送ることもできるかなと思います。

以上でございます。

○池田福子委員

最後に、いいことはほんとにいろいろあってよくわかるんですけど、この問題の最後としては、ネットでの配信ということが、逆に28施設に全部流れるんじゃないかと心配する人もみえるんですよ。刈総とかかりつけ医のやりとり、その刈総の場合は28とやってるんですよ。だから、何かの間違いでそれが全部行ってしまったというような場合をほんとに気をつけていただきたいと思えますけれども。

○健康増進課長

今、委員の言われた問題につきましては、医師懇談会の医師の先生方からも意見が出ておりました。ですけれども、この地域医療連携システムにつきましては、かなりセキュリティが高いということで、その点は特に注意してやっていくということでございます。もし漏れるようなことがあれば、このシステム自体がもう信用されなくなってしまうので、その点は十分に注意していくということをお願いしておりますので、そういうことでございます。

○池田福子委員

ありがとうございます。

予算書のページ、93ページの15目市民相談のほうでお伺いしたいと思います。前々年度からおとしが881万5,000円と前年が877万6,000円と、ことしが781万2,000円というふうで暫減してきているんですけれども、特に去年からことしにかけては100万円近くが減っているんですけれども、減っているわけを教えてくださいいいですか。

○市民課長

今回の市民相談事業費というのは、外国人相談と一緒にということで前、一緒の予算でございましたが、今回予算を事業別ということで分けるというお話の中で、分けた結果がそういう形、例えば市民相談の賃金、これが昨年までは709万円というふうになっておりましたけど、平成24年については114万5,000円と、マイナス594万5,000円というふうになっております。

そうした中、隣の外国人相談、これが今まで計上されてなかった事業費なんですけど、これが賃

金で言いますと520万1,000円というふうになっておりますので、事業別予算で分けさせていただいたものですから、ちょっとその辺が違ってくるのかなというふうに思っています。

今回、まず市民相談で今まで週5日が週4日になったということで1日減らしたというのは、昨年の平成22年の4月と平成23年の4月から1月、それを見ますと、相談人数は109人減少しております。それと相談件数につきましては94件減少しています。

そうした中で考えたときに、毎年大体減ってきておりますので、やはり1日減らして週4日にして集中的にその事業などをしたらどうだということで1日減らさせていただきました。それと、その金額につきましては28万2,000円と減額になっております。

それと、今回のその事業の中で、水曜日を今回休みにしております。実は、その内容につきましては、第2、第4火曜日は多重債務の相談があるということで司法書士の方がおみえになるということで、その日は休めない。それと、月曜日と木曜日もある職業安定所がちょっとお休みになるということで、どうしても休みの中では水曜日、その日に休んだらどうだということで、これは市のほうの私と係長と担当と相談員の3名の方と、実は1日なくなったということの中で、いつに休みにしようかという話の中で水曜日というふうで今回決めさせていただきました。

以上でございます。

○池田福子委員

ありがとうございます。

私のいただいている資料の中でも平成22年は639人に対して、平成23年は400人になっている。ほぼ3分の1が減っているという数字をいただいているですけれども、単に経済活動の需要と供給のバランスで需要が少なくなったからいいだろうというふうに、この相談に関してはしてほしくないという思いがあるんですよ。

というのも、先日、相談員の方とちょっとだけなんですけれどもお話したんですけれども、相談

にも来れない人がふえてるんですよということなんです。相談に来る人はいいんですよ、来れる気力のある人は。最近では外に出れない人も多くなってるよねと。それこそ最近、いろんな孤立死と言いましょか、札幌で40代の姉妹が凍死と、凍え死ぬという。それから東京では親子3人が餓死と。ほんとに200メートル先の近所では親子2人が衰弱死。埼玉でもありましたね。餓死、孤立死、衰弱死というのがあって、この人たちが相談には来てないんですよ。本当に困って動けないそういう人たちは、住民票の問題もあったりして遠慮しているわけでもないんでしょうけれども、ほんとに相談をしなきゃいけない人が来れない状態だということの認識が必要じゃないかと思うんですね。

相談員の方もすごく心の優しい方だと思うんですけど、せめて電話だけでも糸口になるからほしいねと。電話の一本でもかけてきてくれればというわけですね。私なんでも過去2回ぐらいの議会では、訪問相談してということもお願いしていると思うんですけど、私は、むしろ減らすというよりも窓口を多面的にしてね、例えば来れる人は相談受ける。でも電話もいいと。場合によっては訪問もというふうに多面的に窓口を広げていただいたほうがいいと思うんですよ。餓死だの凍死だのというのは、ちょっと人ごとではないと。普通だったらあり得ないと。近所づき合いでもしたらあり得ないことなんです、今の日本の社会を考えたらですね。だから、できたらそういうふうに面を広げてほしい、相談の。単に少なくなったから、もう需要がないだろうではちょっとまずいんじゃないかと思うんですね。

相談員の方が言っていました。私もふわっと聞いたんですよ。来たときの表情と帰るときの表情はどうって。そしたら、来たときはものすごい暗い顔してたけど、帰るときはほっとした顔して帰るんですよというふうにおっしゃったんですね。ですから、相談に来れる方は自分で考えて自分で行動しますよ。そのきっかけがそうなんだと思うんです。だけど問題は、来れない人だと思うんで

すけど、その点どうですか、お考えいただいて。

○市民課長

実は、いろいろございまして、今回1日減らすということで、一度週5日を週4回にということやって、どういう反響があるかということ一回ちょっと試したいなということもありますし、社会福祉協議会の相談、そちらのほうも相談事業を行っておりますので、そちらのほうにも少し分散していけばという気持ちの中で、ちょっと1日減らして一度見させていただいて、すごい反響、要するに、もっとふやしてくれというお話がございましたら来年度検討していきたいというふうに思っております。

○池田福子委員

自分の口から来年度もっとふやしてくれというような相談者はできないことだと思います。それが言えないからひきこもっちゃうわけですのでね、その辺をちょっと考えていただきたいのと、これは相談員の方がおっしゃったのかな、4日にしなくても、例えば1時間ずつ短くして5日にしてくれないかなという話もちょうとあったんですよ。これは相談者の方だったかなと思うんですけど、水曜日が確定してお休みとかね、そういう場合もあると思うんですけどね。

○市民課長

その話も相談者とさせていただきました。例えば私は、1時間減らすのではなくて、半日半日でどうだという話をさせていただいたときに、いや、そうすると1日午前はあなた、午後は私という形で時間を少なくしてやったらどうですかと、週5日やったらどうですかねと言ったら、半日出てくると1日そういったことで自由な時間が取れないという中で、それだったら最終的に1日休んだらどうだという話の中で出てきたのが水曜日ということでございます。今、委員が言われた話もちょうとさせていただいております。

以上です。

○池田福子委員

例えば細かいことになるんですけども、相談するのに非常に勇気を持って来ると。相談してく

ださる方とすごく心が通じてという場合もあると思うんで、その方がいるときにまた来るわというふうになれば、もうしめたものだと思うんですね。だから、その人が繰り返し来てもらって相談事を打ち明けていくという感じがいいんじゃないかと思っておりますので、例えば曜日でどういうふうにかというの、相談員の方の実績の判断だと思いますけど、その辺ちょっとよろしく願います。相談しなきゃいけない人は逆にふえてると、そういう認識でお願いしたいと思っております。

それから、次いまして、117ページ、最後の項目にさせていただきたいと思うんですけども、016地域宅老所事業費補助金ということなんですけれども、これは知立市では2件、20万円補助していると思うんですけども、これは継続ということでよろしいですか。

○長寿介護課長

はい。継続でございます。

○池田福子委員

ありがとうございます。

一方、市民活動として支援してる、これはちょっと部署が違うと思うんですけども、サロン開催市民活動助成金、きのうも話が出たと思うんですけども、こちらのほうは助成金2万円打ち切りということですよ、これ、きのうの話の続きでは時限ということで。

○清水副市長

そのとおりでございます。

○池田福子委員

それで、このサロンと宅老所事業というのが違うんでしょうけれども、目的は一緒なんです、高齢者の方への居場所をつくって、そして楽しく過ごしてもらおうという、そういう試みだと思うんですね。

たかが2万円とかそういうふうには、それと年10万円というふうには思えるかもしれないんですけども、ほとんどボランティアでやってらっしゃるものですから、原則としてボランティアは持ち出しはできるだけ避けたほうがいいんですけど、持ち出しをせざるを得ない状態が続いているわけなんです。

私は、どうして二つここで出させていただいたかという、同じ目的のそういう活動しているのに課が違うものですからね、連携してないわけですわ。御存じでした、お互いのこと。どうですか。

○長寿介護課長

はい。承知しております。

○池田福子委員

それぞれ承知してらっしゃるならそれでいいんですけれども、宅老所の目的というのは、ちょっと教えてください。

○長寿介護課長

これは私どもが平成17年にスタートをした時点では、宅老所の目的は託児所と同様なもので、高齢者の方をお預かりして、そのお預かりする場所が家から身近な場所で、家庭のような雰囲気でお預かりするというような目的でこれはつくられておりますけれども、だんだんそれが少し薄れてきて、現在では、ひきこもりの防止ですとか、介護予防ですとか、あそこへ行って仲間づくりですとか、生きがいつくりみたいなほうに方向が変わってきてまして、これがサロンのほうも同じような考えでやっておりますけど、宅老所とこのサロンというところの切り分けがぼけてきてるかなというふうには思っております。

○池田福子委員

そうなんですよ。時間の長さとか規模とかは違うかもしれないんですけども、サロンの活動も結局そういうことですね。高齢者の方たちにもっと心地よく過ごしてもらおうというのが目的だと思うんです。

ですから、それもこれもサロンも宅老所も最終的な目的は同じだと思うんですけども、それぞれがやっていて、片方は2万円削られると、年ですわ。でも大きいわけですよ。こういうところをもうちょっと連携でうまくできないかなと思うんですけども、結局はカットになりましたよね、時限なものですからカットになってしまったと思うので、その後はどういうふうにフォローしていくかわからないんですけど、ちょっとこの宅老所のほうの支援が受けられたらなって、私は思うん

ですけど。どうですか。

○長寿介護課長

現在補助しております二つの団体につきましては、お昼御飯を出していただくというのが条件になっておりまして、あと、私どもで今いろいろある、全部で14カ所ぐらいあると思うんですけども、このサロンはお昼御飯を出しているところがほとんどなくて、午後であつたり午前であつたりというような、そういうちょっと活動してみえるということで、私どもの要綱の中ではお昼御飯を出すというふうな線を引かせていただいておりますけども、そのあり方がいかにどうかについてはわかりかねるんですけども、この今の規定の中では同様の取り扱いはできません。

ただ、サロンの補助については、社会福祉協議会のほうから3万円の補助が出ておりますので、それと合わせて協働推進課のほうからも2万円出たと思うんですが、5万円の中が3万円に変わったというところはあります。

○池田福子委員

例えば3万円とか5万円ではお昼は出せないけれども、年に10万円あれば倍ですからね、少しお昼用意できるかというような場合だったら宅老所として認可するというで構わないわけですよ。ですから、その働きかけをできたらしていただくと助かるんですわ。

○長寿介護課長

これは皆さんサロン活動もやっていただいております会員の方たちが、自分たちのこれはこれでやる側も利用される側もそれぞれが楽しみというか、生きがいとしてやっておられますので、あくまでお昼御飯を出してくださいとか、そのようなお願いまではできかねますが、こういう制度があつて、こういうふうにやっていただければ10万円の補助の対象になるんだということは周知していきたいというふうに思います。

○池田福子委員

サロンも宅老所も究極的には介護予防になると思うんでね、これは最終的には医療費の削減とか介護費用をできるだけ担保するという意味もある

んですけども、本人の健康のために考えて活動していただければ助かりますけど、よろしくお願ひします。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第26号について、挙手により採決します。議案第26号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、議案第26号 平成24年度知立市一般会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号 平成24年度知立市国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第27号について、挙手により採決します。議案第27号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、議案第27号 平成24年度知立市国民健康保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号 平成24年度知立市介護保険特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第30号について、挙手により採決します。議案第30号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、議案第30号 平成24年度知立市介護保険特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第31号 平成24年度知立市後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第31号について、挙手により採決します。議案第31号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、議案第31号 平成24年度知立市後期高齢者医療特別会計予算の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後6時17分

再開 午後6時19分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第2号 TPP交渉参加に反対する意見書の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら、発言をお願いします。

○川合委員

この陳情につきましては、さまざまな議論がございますが、まだまだ地方自治体といたしましても議論が深まらず、また、国のほうでも明確な方針が定まらない状態であり、不採択の立場で一言申し上げたいと思います。

これは、2006年5月にシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、いわゆる5カ国の比較的規模の小さい国がフリートレーディングを実施して、それぞれの外交力を上げようというところに端を発し、その後、6カ国が参加し、そこにアメリカが入り、日本が入るというような話の中で議論が紛糾してのようなふうに思うわけですが、雰囲気としましては、商店街の議論に量販店が入ってくるとかね、商業者の議論に大企業がというような若干そんな気もするわけですが、特にアメリカに対しての日本の立場が論じられているわけございまして、太平洋をめぐる国々にとってはFTAというのはPPA、いわゆる経済的な協調連携と同時に非常に大事なことだと思い、日本もそういう路線でずっとやってきたのでございます。

TPPがどうのこうのということ、そのことに特化すれば、そう大きな問題ではないというのが本当のところのような気がするんですが、いろんな憶測が飛んでおりまして、農業関係者の皆さん、きょうも委員会の最初に説明がありましたようなこと、これも理解するところではあります。それから、医療関係につきましても、また、金融とか流通につきましてもいろいろ憶測があるところではございますが、そのことも一つ一つ考えてみますと、農産物の自給率の全部が悪いわけではないし、関税が障壁になってるということも一つ一つ

考えれば大きくはなさそうな気もするわけですが、これもやってみなければわからないと。いくら協定だからといって、協定というか、お互いの話し合いといっても、その辺はやっぱり自由主義、資本主義の進んでいるアメリカと対峙するわけであって、なかなかその段階に入ってみないとわからないことが山ほどあると思うんですね。

そんなわけで、いろんな憶測やら、こうなることが心配だと今日の陳情が出てるわけですが、そういうところで地方自治体を見てみますと、地方自治体が賛成するということは、まだ6団体ぐらいしかいないですね。反対派14、ほとんどの27団体が保留ということになっております。大局的に見れば、日本の国策としては大事なことでありますので、この陳情を採択する意図が不明確というか、非常に国策に合っていないとは思いますが、このような国レベルの方針があいまい、それから議論が白熱する中で、知立市としてこれを採択するというには私は反対であります。

以上です。

○池田福子委員

この環太平洋連携協定なんですけれども、特に農林水産業に与える影響は大きいと言われております。第1次産業への影響が大きいと。

アメリカ、オーストラリアが多分輸出攻勢かけてくると思うんですけれども、アメリカ、オーストラリアは自給率は200%まではいかないですけれども150%前後はいつてると思います。要するに、輸出したくて仕方がない国がアメリカ、オーストラリアなんです、農産物で。

一方、規模の違いもありまして、日本は安売り合戦をしようと思っても、広さ、規模が違いますので、それは参入することが不可能であります。かといって品質が高いからいいのではないかと言われていても、やっぱりそれは少数派になります。耕作放棄地がふえると農業以外にも非常に大きな影響が出ると言われております。

さらに食料自給率が今50%ない状態なんですけれども、四十何%じゃないかと思うんですけれども、

TPP参入になってほんとの食料品がどっと入ってきますと、20%を切るのではないかと。一番大切な食料の穀物の主食自体も20%を切るのではないかとと言われております。食をほかの国に依存しなきゃいけないということは、やっぱり国としては大変なことだと思ひまして、この採択、ぜひしていただきたいということで賛成討論とさせていただきます。

○村上委員

これについて、私ども会派として反対、不採択ということで討論に参加させていただきます。

先ほども川合委員がおっしゃったように、日本の穀物、農業という分については参加することについて兼業農家といわれる部分についてはかなりの影響があるのかなど。そうはいうものの、企業農家ということで、その食材とブランドということで考えるとすれば、そういったところについては、こういった自由競争の中でかなりいいところへいけるのかなど。

それから、もう一つは、先ほど述べられておりましたように、日本の産業という部分について、日本が今まで伸びてきたという部分については自由競争の中でということで、今現在こういったところについては阻害されておると。TPPに対して何が国策として得なのか、何が有益にならないのかという部分で、協議に参加するということで議論を深めることについては否めないということで、この陳情に対する意見書の提出については陳情書に対しては不採択とさせていただきますと思ひます。

以上です。

○安江委員

一意の会としましては、前回、TPPの交渉参加に反対する意見書の提出が出されましたときに反対意見をさせていただいております。今回も同じように一貫してその状況は変わらないということで、お願いします。

○風間委員

前議会で引き続き、今回は農協のほうからTPP交渉参加に関する意見書の提出を求める陳情書

が出ました。私どもは前回は賛成の立場で採択をお願いしました。

また、今回のこの陳情趣旨もまさしく同感をする部分でございますので、ぜひとも意見書をあげていくべきだというふうに思っておりますが、ただ、最近、我が会派でもいろいろな情勢を検討していく中で、当初は絶対反対、交渉乗るのも反対という状況だったんですが、最近は少々トーンはダウンしてきておるのは事実でして、何とか我が国の工夫とかいろいろな対応で乗り切っていくのではないかなというような思いもしてきているのは事実です。

ただ、いろいろまだまだ交渉の過程も明らかになっておりませんし、影響を及ぼすというような状況を脱却していないというのは事実であろうという考えのもと、今回も引き続き慎重な対応を意見書を出していくという姿勢でありますので、よろしく申し上げます。

○田中委員長

それでは、これより採決します。

陳情第2号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手少数です。

次に、陳情第2号について、不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、陳情第2号 TPP交渉参加反対に関する意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、市民福祉委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後6時29分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長